

令和7年色麻町議会定例会6月会議会議録（第1号）

令和7年6月10日（火曜日）午前10時00分開会

出席議員 12名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	5番	相原和洋君
6番	河野諭君	7番	西村義隆君
8番	小川一男君	9番	今野公勇君
10番	中山哲君	11番	山田康雄君
12番	白井幸吉君	13番	天野秀実君

欠席議員 4番 小松栄喜君

欠員 なし

会議録署名議員

10番	中山哲君	11番	山田康雄君
12番	白井幸吉君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	遠藤洋君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野健君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	鎌田一博君
教育長	千葉律之君

教育総務課長兼学校給食 センター所長	大河原 基 典 君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	竹 荒 弘 君
農業委員会事務局長	早 坂 あゆみ 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	井 上 勝 美 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第 1 号

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会議日程の決定
日程第 3	一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会議日程の決定
日程第 3	一般質問

午前 10 時 00 分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

会議に先立ち、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。本議会はクールビズ対応のため、6 月会議中はノーネクタイ、上着の脱衣を許可いたします。

現在の出席議員は 12 名、欠席議員 1 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年色麻町議会定例会を再開し、6 月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。本日の議事日程並びに 6 月会議日程案は、議員各位の御手元に配付したとおりであります。

また、町より提案された会議事件は報告が 4 案件、承認が 1 案件、議案が第 57 号から第 65 号までの 4 案件、合わせて 9 案件であります。なお定例月でもありますので、追加提案されることもあります。

次に、地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員、及び町

より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、一般質問の通告者は、1番工藤昭憲議員ほか2名であります。なお質問の要旨は、総括表にして議員各位の御手元に配付しております。また、回答書を必要とする質問者に対しては、回答の用紙を配付しております。

次に、監査委員から令和7年2月分、3月分及び4月分の例月出納検査結果報告書、並びに随時監査結果報告書が議長宛てに提出されてまいりましたので、その写しを議員各位の御手元に配付しております。

次に、委員会活動であります。総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会から、それぞれ所管事務調査報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを議員各位の御手元に配付しております。このことについては、後ほど委員長から報告をいただくこととしております。なお、所管事務調査は委員会に与えられた固有の権限でありますから、調査で得られた知識を今後の議会活動に大いに活用されるよう、議長としてお願いをいたします。

続いて、定例会3月会議において可決しました意見書1か件について報告いたします。現行の健康保険証の存続を求める意見書について、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に対し議長名をもって送付し、適切な措置を講じられるよう強く要望したところであります。

次に、陳情書の受理について申し上げます。3月会議以降、陳情書2か件を受理しております。その写しを議員各位のお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

内容は、陳情第2号再審法改正を求める意見書の採択について、陳情第3号加齢性難聴の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情書であります。

なお、これらの陳情書については、紹介議員もありませんので配付にとどめておきますが、議員各位におかれましては内容を十分御検討いただき、趣旨に賛同の場合は意見書等を発議して、所定の賛成者とともに6月会議中に議会に提出されるよう議長としてお願いをしておきます。

次に、3月会議以降の議長会並びに議会関係の主な行事等は、一覧表にして議員各位の御手元に配付をしたとおりであります。

次に、県北地方町村議会議長会について申し上げます。令和7年度定例総会が4月21日に松島町で開催され、令和7年度事業計画・予算などについて協議がなされ、いずれも原案のとおり承認されました。

次に、5月21日宮城県町村議会議長会臨時総会が仙台の自治会館で開催され、令和6年度の決算・令和7年度の補正予算などについて協議がなされ、いずれも原案のとおり承認されました。

次に、全国町村議会議長会主催による令和7年度町村議会議長・副議長研修が、5月27日東京都の東京国際フォーラムで開催され、白井幸吉副議長と私が参加いたしました。研修内容は、広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化対策や、災害に学ぶ復

旧・復興のまちづくりの課題、災害時における議会議員の役割についての研修であり、今後の議会活動に生かしていきたいと考えております。

次に、5月7日全国市議会議長会基地協議会正副会長・監事・相談役会が神奈川県横須賀市で開催され、今後の要望活動等について協議を行いました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社色麻町産業開発公社の第31回株主総会資料が提出されて参りましたので、議員各位のお手元に配付しております。

次に、一部事務組合議会関係の御報告をいたします。色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合議会第1回定例会が3月19日に招集されました。続いて、大崎地域広域行政事務組合議会第2回組合議会定例会が3月25日に、第3回組合議会臨時会が6月2日に招集されました。続いて、加美郡保健医療福祉行政事務組合議会第1回臨時会が4月23日に招集されました。それぞれの組合議会に提案された議案は、いずれも原案可決であります。なお、詳細につきましては議会事務局で議案を保存しており常時閲覧できますので、写しの配付等は省略させていただきます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の発言を求められておりますので、発言を許可いたします。御登壇の上、報告願います。町長。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） おはようございます。

本日ここに、令和7年町議会定例会6月会議が開会されるにあたり、行政報告として町政運営の一端を述べるとともに、令和7年度一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案をはじめ、提出案件の概要を御説明申し上げます。

はじめに、春の叙勲を受章されました前色麻町長で南大地区の伊藤拓哉様に衷心よりお祝い申し上げます。

伊藤様は、色麻町長として平成7年4月から平成27年8月まで5期20年4か月の長きにわたり在職されました。この間、町民の生活の向上と安定、そして安心・安全な町づくりを支援するため、定住化促進、子育て支援、健康増進を3本柱として積極的に各種施策を実施し、本町自治の振興発展と住民福祉の向上に御尽力された功績により、旭日小綬章を受章されました。

栄えある叙勲を受章されました伊藤様には、町民を代表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも町勢発展のため御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、シャクヤク祭りについて申し上げます。

5月20日から27日までの8日間にわたり開催しましたシャクヤク祭りには、約1万4千人の皆様に御来園をいただきました。

開花が早かった昨年と比べ、今年は1週間程度開花が遅れたことにより、祭り終盤に見頃を迎え、期間終了後も多くの皆様に御来園をいただきました。

期間中は、ふるさと物産祭りを併せて開催し、特産品や加工品などの販売を行いました。

た。

また、加美商工会色麻支部が主催したシャクヤクライブや、第1回ティラノサウルス大運動会 in しかまでは、県内外から参加者が集まり、大いに祭りを盛り上げていただきました。

祭りの運営に御協力いただいた関係者の皆様に対して、心から感謝申し上げます。

次に、色麻町PR大使について申し上げます。

5月16日、宮城県を中心に活躍されております、ワッキー貝山さんを本町のPR大使第1号として委嘱させていただきました。

PR大使の設置については、本町の魅力を広く紹介し、認知度やイメージの向上を図ることを目的としており、本町の出身者やゆかりのある方、深い理解を持って積極的に本町をPRしていただける方に委嘱をし、各種メディアを通じて本町の紹介や宣伝、本町のイベント等に参加していただくことにしております。

ワッキー貝山さんは、令和4年度から移住定住PR動画に御出演され、本町の魅力を広く発信していただいているほか、かっぱのふるさと祭りでは司会進行役を務め、本町の事業に深く関わっていただいております。

今後は、ワッキー貝山さんの色麻町PR大使としての活動を支援し、広く本町の魅力を発信する取組を進めてまいります。

次に、交通安全について申し上げます。

今年も春の交通安全県民総ぐるみ運動が4月6日から15日までの10日間実施されました。

運動期間中は、四釜交差点での人垣作戦などの啓発活動を行い、交通安全の意識高揚を図りました。

本町では平成28年1月15日に発生した交通死亡事故以降、現在まで死亡事故ゼロを継続しており、本年8月15日には死亡事故ゼロ3,500日を達成する見込みとなっております。

今後も各関係機関と連携し、交通安全の推進に努めてまいります。

次に、各種検診事業について申し上げます。

生活習慣病の予防や病気の早期発見、早期治療による町民の健康増進を図り、健やかな生活を送ることができるよう、今年度も各種検診事業を実施いたします。

既に、乳がん検診を5月22日から24日までの3日間で、複合健診を今月5日から9日までの5日間で実施いたしました。

今後、期間内に受診できなかった方への未受診者検診の実施、所見があった方への受診勧奨や生活習慣改善へ向けた指導を行ってまいります。

健康管理は健診を受診して終わりではなく、健診結果から見てきた日々の食生活や運動などの生活習慣の見直しが大切であります。自覚症状が無くても健診結果を確認いただき、要注意等の結果となりましたら、精密検査又は保健指導の受診をお願いします。

今年度は、みなし健診を含む健診受診率の向上、保健指導の充実、郡医師会と連携し

た糖尿病重症化予防事業の取組を行ってまいります。

次に、子育て支援事業について申し上げます。

就学前児童及び小学生児童の保護者から意見を収集し、町子ども・子育て会議で計画内容や事業運営等の協議を行い、本年３月に色麻町第３期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、本町の将来を担う子どもたちが健やかで力強く生きることがを願い、地域全体で子育てを支え、子育て家庭が安心して暮らし、社会参加できるよう事業を推進してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

本年度における生産調整への取組については、農家の皆様から提出された生産調整実施計画の５月２７日現在の集計で、主食用米の生産の目安面積１,３５８ヘクタールに対し、作付計画面積は１,４１７ヘクタールとなり、目安より５９ヘクタール上回っている状況となっております。

前年度の作付実績と比較しますと、主食用米の作付面積が１８０ヘクタール増え、転作作物の作付面積は１８１.１ヘクタールの減となっております。転作作物別で減少している主なものは、飼料用米で９５.６ヘクタールの減、大豆で５６.９ヘクタールの減、ホールクroppサイレージで１３.１ヘクタールの減というふうになっております。

米価の価格高騰や品不足が続いている現状により、政府備蓄米の放出がなされるなど、需給環境については不透明な状況が続いております。

今後も、関係機関と連携を図りながら需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るための対策を推進してまいります。

また、農業を取り巻く情勢は、人口減少や高齢化等による労働力不足が課題となっている一方で、農業法人による大規模栽培が進み、より省力的な栽培技術の導入が求められております。

こうした中、水稻の移植作業に係る労働力低減や生産コストの削減を目的としました乾田直播栽培の普及が県内各所で急速に進んでおり、農業者の関心が高まっております。

本町においては、昨年度、古川農業試験場において、乾田直播に関する研修会を開催しました。本年度は、町内の農事組合法人の協力を得て、乾田直播の実証ほ場を設置しております。

４月２２日には、播種作業の実演会を下高城地区で開催し、生産者やＪＡなどの関係者１００名ほどが参加されました。今後も現地検討会などを開催し、栽培技術に関する理解が深められるよう関係機関と連携し推進してまいります。

次に、色麻町産業開発公社の経営状況ですが、５月３０日付けで、第３１回株主総会資料の提出がありましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき議会に報告したところであります。

色麻町産業開発公社の令和６年度決算においては、当期利益が６９３万９,７２０円の黒字となっております。

町としては、色麻町産業開発公社が引き続き事業経営の効率化や営業努力を実施していくよう、積極的に関わってまいります。

次に建設事業について申し上げます。

本年度の建設事業の進捗状況はお手元に配布したとおりであります。

また、繰越事業の鷹巣橋・三字路橋修繕工事、色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2は、工期内完成に向け鋭意努力しているところであります。

なお、今後発注予定の工事については、早期発注に向けて現在準備を進めております。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道事業は、適切な施設管理に努めているところであります。

また、繰越事業の色麻浄化センター監視制御設備改修事業は、工期内完成に向け鋭意努力しているところであります。

なお、今後発注予定の工事については、早期発注に向けて準備を進めております。

次に、水道事業について申し上げます。

本年度の水道事業の進捗状況はお手元に配布したとおりであります。

また、今後発注予定の工事については、早期発注に向けて準備を進めておるところであります。

今後、不測の事態発生による断水等で御不便をお掛けすることもあるかとは思いますが、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に教育行政について申し上げます。

4月8日に新1年生 37 名が入学し、義務教育学校色麻学園の3年目をスタートいたしました。学校教育目標である、よく学び心豊かにたくましく生きる児童生徒の育成の達成に向け、義務教育学校の特色を活かした教育活動を推進してまいります。

5月14日には、色麻学園運動会、色麻カップが盛大に開催されました。悪天候により当初の日程を延期しての開催となりましたが、来場された多くの保護者、町民の皆様の声援を受け、児童生徒は練習の成果を大いに発揮いたしました。

5月24日から開催されました大崎地区中総体ですが、色麻学園の成績は、団体の部でバスケットボール女子、テニス男子、テニス女子が3位入賞と健闘いたしました。また、個人の部では、柔道男子、柔道女子が県大会出場を決めました。

生徒たちの健闘を讃えるとともに、これまで支えてこられました保護者の皆様をはじめ、御指導いただいた皆様や先生方に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

5月28日には色麻町学力向上推進会議研修会を開催いたしました。研修会では、宮城教育大学名誉教授の相澤秀夫先生をお迎えし、1年生及び5年生を対象とした示範授業の参観や講話拝聴を通して、どの子どもも輝かせる指導について、色麻学園の先生方が学びました。当日は宮城県教育委員会の佐藤教育長もおいでになり、研修の様子をご覧になりました。

次に社会教育事業について申し上げます。

文化・芸術、スポーツ等の社会教育に係る団体の総会が開催され、各団体の活動

が各施設で実施されております。

地域学校協働活動では、4月から色麻学園での登下校時の見守りや農業体験学習で使用する田畑の整備を行ってきました。5月21日には、学校支援ボランティア、町農業委員及び加美よつば農業協同組合職員など、多くの皆様から支援をいただき、5年生児童が田植え体験を行いました。

秋の収穫まで児童たちは、稲の観察を行いながら、米作りの学習をさらに深めていきます。

また、屋外運動場、町民体育館、武道館等の体育施設でも、学校部活動、スポーツ少年団、各種スポーツ団体、サークル等の活動が例年通り活発に行われております。

5月26日には、第41回町民大運動会、第1回実行委員会を開催し、9月7日の開催に向けて準備を進めております。

社会教育、公民館活動は、町民が生涯にわたり自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる年代を対象とした学習の機会を創出し、地域や団体の活動を支援してまいります。

最後に、今回提案する議案について申し上げます。

繰越計算書の報告が2件、専決処分の報告及び承認が3件、条例改正が1件、令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算に係る議案が3件、合計9か件であります。

以上、町政の一端を述べるとともに、提出議案の概要を申し上げましたが、各議案の提案理由や内容については、御審議をいただく際に改めて御説明を申し上げます。慎重なる御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げ行政報告といたします。

終わります。

○議長（天野 秀実君） 以上で、町長の行政報告並びに提出議案の概要説明を終わります。なお、ただいまの発言内容は文書で議員各位のお手元に配付しておりますので、議案審議の参考にしていただきたいと思います。

次に、総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会の所管事務調査についての報告をそれぞれいただきます。

初めに、総務教育常任委員会河野 諭委員長、御登壇の上、御報告願います。河野委員長。

〔総務教育常任委員長 河野 諭君 登壇〕

○総務教育常任委員長（河野 諭君） 総務教育常任委員長より、所管事務調査報告を述べさせていただきます。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

1、調査期日。

令和7年4月22日、火曜日。

2、調査事項

（1）教育総務課。①米、野菜等の物価高騰対策について。②国際交流について。③

色麻学園で子ども達が使用しているタブレットについて。④5・6年生の部活動について。⑤奨学資金貸付基金の推移について。今後の予測。

(2) 企画財政課。①健全化判断比率の修正について。②財政調整基金、減債基金、土地開発基金の推移について。今後の予測。

(3) 町民生活課。①国保会計財政調整基金、児童医療費の助成基金の推移について。今後の予測。

(4) 総務課。①DX推進計画について。各種証明書のコンビニ交付、書かない窓口の導入、オンライン申請。

(5) 生涯学習課・公民館。①部活動地域移行について。②各スポーツ施設の利用状況について。③生涯学習の状況について。文化協会、町民の方々の活動であります。

3、調査方法。

担当課より各調査事項について説明を受け、その後質疑応答形式で調査を実施しました。

4、調査の概要。

(1) 総務教育課

①米、野菜等の物価高騰対策について。

本年度、物価高騰は続いており、単純単価は前期課程で一食340円、後期課程で412円となっている。ここから、令和2年度より、実施している約15%の軽減と併せて前期課程で一食30円、後期課程で40円分を公費負担することで、保護者の負担軽減を行っている。

②国際交流について。

今後の交流計画としては、現在、10月に大崎市立おおさき日本語学校生徒との交流を予定している。対象は色麻学園8・9年生であります。交流内容は、学園祭前の時期に来校していただき、学園祭で披露する太鼓の実演や、展示する絵画を英語で説明する等の交流を行い、日本の文化を伝えながらコミュニケーションを図るものであります。

③色麻学園で子ども達が使用しているタブレットについて。

タブレットの整備。

令和2年度色麻小・中学校情報端末器等購入事業。契約金額42,768,660円でありまして、使用開始時期は令和3年4月からであります。

タブレット更新計画。

令和7年度学習用端末タブレット購入事業。

当初予算額63,528,000円であります。物価高騰により令和2年度よりアップしている。使用アプリや学習用アプリのメリットとデメリットについてはですね、5ページに別紙1がありますのでこちらをご覧くださいと思います。

委員からは、体育の授業以外はタブレットを活用しているようだが、コミュニケーション能力は養えるのか、社会に出てから心配だ等の意見がありました。

④5・6年生の部活動について。

活動の概要。

５・６年生の活動は任意参加とする。活動は平日のみの参加とする。活動中のけが等については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を適用する。４月の部活動見学期間を経て、５月から正規入部、活動開始となる。

現在までの経過。

令和７年３月、５・６年生に対し入部希望アンケートを実施。結果としては、入部を希望する、７名、希望しない、８２名でありました。

⑤奨学資金貸付基金の推移について。今後の予測。

令和６年度奨学資金基金残高は、基金総額 146,832,147 円で、令和元年度から基金総額はほとんど変わっておりません。

（２）企画財政課。

①健全化判断比率の修正について。

町工業団地整備事業特別会計において、平成 30 年度から令和 4 年度決算分に係る繰入額が各年度に計上されてなかったことにより、準元利償還金が過少となっていた。また、町下水道事業特別会計において、平成 30 年度決算の準元利償還金が適切に計上されていなかったためであります。

委員からは、同じミスを繰り返さないよう再発防止策を等の意見がありました。

②財政調整基金、減債基金、土地開発基金の推移について。今後の予測。

財政調整基金残高は、令和以降のピークである令和 4 年度の 9 億 1,500 万円と比較して、令和 11 年度は約 70%減の 2 億 7,300 万円となる見込みであります。減債基金は、令和元年度 1 億 1,409 万 8,000 円で令和 11 年度まで大きな変化はありません。土地開発基金は、令和元年度 6,518 万 6,000 円で令和 11 年度まで大きな変化はありません。

委員からは、財政調整基金は令和 11 年度で 2 億 7,300 万円になる見込みで、その前に対策を講じなければいけない等の意見がありました。

（３）町民生活課。

①国保会計財政調整基金、児童医療費の助成基金の推移について。今後の予測。

国保会計財政調整基金の今後の見込みは、税率の増などで負担が大きくなれば、基金を利用し負担軽減などの対策を講じる必要があります。近年、大きな取り崩しは発生していないが、過去 5 年間の実績を考慮し、年 1 千万から 2 千万程度の減額を見込み、被保険者の負担軽減及び財政運営を図っていきます。令和 6 年度末残高は 1 億 1,040 万円であります。児童医療費の助成基金は、特定防衛施設周辺整備交付金を財源とし、令和 4 年度から基金を積み立てております。基金残高は、令和 4 年度で 2,398 万 1,000 円で、令和 13 年度でゼロ円になる見込みである。10 年計画の事業であるため、事業を継続していくためには、防衛省の許可が必要になってきます。

（４）総務課。

①DX推進計画について。各種証明書のコンビニ交付、書かない窓口の導入、オンライン申請。

各種証明書のコンビニ交付の効果は、時間や場所に縛られず証明書を取得することが可能。窓口混雑の緩和などであります。

書かない窓口の効果は、手書き負担が無く、高齢者、障がい者にも優しい窓口。職員の書類作成や申請書確認作業に係る時間短縮などであります。オンライン申請の効果は、来庁不要で時間的負担の軽減などになります。

委員からは、町民の方が使いこなせるか心配だ等の意見がありました。

（５）生涯学習課。

①部活動地域移行について。

「部活動の地域以降」の「以降」が漢字違いますので、訂正をお願いいたします。

部活動の地域移行を含めた部活改革が必要なのは、深刻な少子化の進行と学校の働き方改革が挙げられます。令和 10 年度から休日の部活動は地域移行になります。

委員からは、教職員の兼業の手続きはどのようにするのか。報酬はどこが出すのか。中体連はどうか等の意見がありました。

②各スポーツ施設の利用状況について。

令和 5 年度ではありますが、町民体育館が 7,318 人。町民小体育館が 5,714 人。屋外運動場が 1,614 人。武道館が 1,777 人。テニスコートが 1,702 人。愛宕山公園サッカー場が 12,812 人。愛宕公園パークゴルフ場が 6,019 人でありまして、令和 5 年度は、計 3 万 6,956 人が利用したものであります。

主な利用団体は、色麻学園の部活動、スポーツ少年団、ゲートボール協会、老人クラブ等であります。

③生涯学習の状況について。文化協会、町民の方々の活動。

令和 6 年度文化協会加盟団体数は短歌、ダンス、コーラス、パソコン等の 23 団体が活動しております。年々、少しずつ団体数は減少している状況であります。

委員からは、町民の文化活動が活発になる政策は考えていないのか等の意見がありました。

５、まとめ。

今回の調査では、各委員から指摘、提言、申し入れ事項を述べました。特に財政調整基金は、令和 11 年度に黄色信号となります。企業版ふるさと納税やふるさと納税の共通返礼品等に最大限力をいれ、自主財源アップに努めていただきたいと思います。このことも踏まえて、今後も町民の生命と財産を守りながら、町民の福祉向上のために行政サービスをしていただけるよう要望し報告と致します。

終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、総務教育常任委員長の報告を終わります。御苦労さまです。

次に、産業民生常任委員会相原和洋副委員長、御登壇の上、御報告を願います。相原和洋副委員長。

〔産業民生常副委員長 相原和洋君 登壇〕

○産業民生常任副委員長（相原和洋君） 当委員会の所管事務調査報告を行いたいと思います。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により御報告いたします。

1、調査期日。令和7年4月24日。木曜日でございます。

2、調査事項。

（1）保健福祉課。①高齢者等タクシー利用助成について。②予防接種事業について。

（2）地域振興課。①移住・定住促進事業について。②交流人口増加事業について。

（3）建設水道課。①道路舗装修繕事業について。②下水道施設整備事業について。

③水道施設整備事業について。

（4）農林課。①えごまについて。②森林経営管理制度について。③圃場整備について。

（5）子育て支援課。①色麻町子育て支援事業について。②色麻町放課後児童健全育成事業について。

（6）農業委員会。①農地法に基づく業務について。②農業経営基盤強化促進法に基づく業務について。

以上、6事業所14か件についてでございます。

3、調査方法および目的。

担当課の課長より調査項目の事業内容の概要の説明を受け、その後各委員より質疑応答形式で調査を実施いたしました。

本委員会として事業本来の目的および成果・効果の考え方、事業自体が町民に対して裨益になるかなどの観点を踏まえ、各委員より活発な意見、苦言とうが出されました。

4、まとめ

今回調査したことについて各委員からの意見等を申し上げます。

（1）保健福祉課の事業について。

高齢者タクシー助成については、指定業者外のタクシー会社利用における助成の仕方はどうなるのか。例えば、令和5年度に百円未満の単位で表記されている事項がありました。これについて、どのような対応、処置を行ったのか。

今後、利用率を上げるために指定業者外のタクシー利用も含め、対応をどのように推進するのか。利用者がもっと利用しやすいものに工夫して頂きたい。

また、障害者利用の助成についても、成果、効果の面から予算処置の半分程度しか利用されていない状況も含め、担当課としてどのように分析しているのか。

申請の仕方については、過去の事例を踏まえつつ、どのように告知し、交付件数の増加を図っていくのか。また、1人当たりの金額も増やしても良いのではないのか。

予防接種については、令和6年度より带状疱疹の任意接種が開始されていますが、接種対象者に対し、自己負担割合の違い、利用方法、接種方法、公費助成の仕組みなど、具体的な運用についてどのように説明しているのか等の意見が出されました。

(2) 地域振興課の事業についてです。

移住・定住促進においては、空き家調査に対して空き家バンクに登録していない空き家の理由は。現在の空き家および今後益々増えると予想される空き家の適正管理の活用への解決に向け、どのような対策を講じていくのか。

また、空き家を利活用している企業との包括連携協定の中で、現状の取組を踏まえ、地域おこし協力隊をどのように活用し、今後の事業構想に反映していくのか。

交流人口増加事業については、観光資源を活用しながら、県内はもとより県外の方々との繋がりをどのように構築していくのか。また、どのような方法で色麻町のよさも含め発信していくのか。併せて発信者として地域おこし協力隊をどう活用し事業展開を進めていくのか等の意見が出されました。

(3) 建設水道課の事業について。

舗装修繕において優先順位を立て計画しているが、現状の路線破損状況と併せ事業進捗については予算計画上、問題なく実行できているのか。

また、令和2年度に個別敷設計画を立て、公共施設等適正管理推進事業債を利用し、令和8年度までの舗装修繕計画を推進している。それ以降については一般財源で対応する考えだが、令和9年度以降の事業費、起債等含め、どのような計画になっているのか。併せて、今まで国の補助金、交付金事業では対象外とされていた事業についても予算の財源措置も含め、今後どのように計画し実行していくのか。

下水道施設整備においては袋地区の下水道整備について処理場までの経路ルートはどのように考えているのか。また、実施計画は現在どうなっているのかなどの意見が出されました。

(4) 農林課の事業について。

えごまについて、令和6年度は数量1万3,738.9キログラムのうち、1万飛んで5キログラムを株式会社石橋へ実の販売をし、令和7年3月に出荷を完了している。令和6年度の補正予算で、搾油加工のために、人件費317万円を計上しているところであるが、この事業の考え方から、果たして、この人件費が適正だったのか甚だ疑問視される。

販売においては、昨年12月に株式会社藤崎を訪問し、販売促進について協議されたとのことだが、具体的にどのような方法でPRし推進していくのか。

えごまを町の特産品として推進するのであれば、今後は株式会社色麻町産業開発公社ではなく、町の単独事業として進めることが望ましい。なぜ、出来ないのか、その理由は何なのかなどの意見が出された。

(5) 子育て支援課の事業について。

放課後児童健全育成事業について、預かり定員数に対して申込者数が超過した場合、5年生・6年生を1月の判定会議で許可・不許可を判定している。その際どのような基準で定めているのか。また、その際の判定基準表などの内容も含め点数等の根拠も含め、適正なものなのかなどの意見が出された。

最後に。

今回の調査で、担当課と質疑応答の中、各事業にあたり多くの課題が見受けられた。事業を計画、実施する際、慎重に利用する立場になって考え、誰が見ても分かりやすい内容で、本来の目的に沿った事業であってほしい。

さらに、各委員から指摘された事項についても事業内容の改善精査を図り、更なる町の発展と町民生活の安定、果ては福祉向上に努め、限られた予算と人材の中、行政サービスの向上に繋がるよう、期待と切望を含め報告といたします。

○議長（天野秀実君） 以上で、産業民生常任副委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、10番中山 哲議員、11番山田康雄議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（天野秀実君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。6月会議の日程につきましては、本日から6月12日までの3日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、6月会議は本日から6月12日までの3日間と決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第3 一般質問

○議長（天野秀実君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

最初に、1番工藤昭憲議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。1番工藤昭憲議員。

〔1番 工藤昭憲 登壇〕

○1番（工藤昭憲君） 久しぶりに通告1番ということで、一般質問をいたします。

議長にはお願いしておりましたけれども、できるだけ立てる時間は立って一般質問したいと思っておりますけれども、ちょっと身体的に無理が来たときには着席をして質問をさせていただきますので、どうか御了解を願います。

1番、質問事項として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についてということで出しまして、質問要旨としては、保健指導や栄養指導と聞いているが具体的な内容は、といたしました。

この一般質問を出しましてから、ちょっと自分なりに調べてはみたんですが、基本的には75歳以上に限らずですけれども、この事業の主たる目的っていうか、基本的なことは健康寿命を延ばす、そういう事業なのかなというふうに考えながら、この一般質問を出したわけですが、そのことも含めて回答を願えればと思っておりますけれども、①についてまずお願いをします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 工藤昭憲議員の質問に対して、お答えを申し上げたいと思います。

保健指導、栄養指導の具体的な内容ということですが、高齢者の保健事業につきましては、74歳までは市町村などが主体となって特定健診を実施し、結果に基づいて特定保健指導の対象となった方に対し、積極的支援と動機づけ支援を行っております。

具体的ということですので、具体的には現状の生活習慣を振り返り、個々の目標を立てて生活習慣を改善できるように、保健指導及び栄養指導を実施しておるところであります。しかし、75歳以降になると、実施主体が後期高齢者医療広域連合に移りますので、多くは健康診断のみの実施となり、保健指導などの保健事業が途切れ、介護予防事業が中心となります。後期高齢者になっても、健康寿命を延ばす取組は重要でありますので、加齢に伴って心身機能が低下し、健康な状態と要介護状態の中間に位置する状態、いわゆるフレイルへの対策が課題となりました。

この事業では、通いの場等において、高齢者の全身状態を把握をし、運動、栄養、口腔のフレイル予防への積極的な関与を行うポピュレーションアプローチと生活習慣病等の重症化、重複受診、多剤服用等の健康状態に課題がある後期高齢者及び低栄養、筋肉量低下、口腔機能低下等の心身機能が低下した後期高齢者を対象として個別的支援を行う、ハイリスクアプローチの双方の取組を行うことになります。

また、健康診断や医療機関の受診をしておらず、要介護認定も受けていない健康状態が不明な高齢者の状態を把握をし、必要に応じて適切な医療、介護サービス等につながることも重要な支援ということになっております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ありがとうございます。

今、回答、答弁いただきましたけれども、この有線を聞いている方で、この今言った内容、いわゆるこのフレイルっていう用語、それからポピュレーションアプローチ、またハイリスクアプローチっていう文言を、今、使いましたよね。でも、多分、有線を聞いている方は、ほとんど分からないと思います。まず、このフレイル、それからポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチ、この用語についての説明をまず1回お願いします。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

フレイルにつきましては、44歳、45歳ぐらいからですね、だんだん運動ができなくなってくるということで、その運動ができなくなってくる状態になることをフレイルということでございます。これにつきましては、その方の身体の状態にもよりますけれども、だんだんと体が動かなくなる状況のことをフレイルということと呼んでおります。

ポピュレーションアプローチにつきましては、特定の集団における健康被害リスクを低下させるための取組ということでございまして、通い場ということで、そこにですね、保健師なり管理栄養士が介入いたしまして、早い段階で健康リスクにアプローチすることで集団的な病気を未然に防止するというところでございます。

ハイリスクアプローチということでございますけれども、ハイリスクアプローチにつきましては、個人でですね、健診にも出ていない、あと病院にもかかっていない、健康状態が分からないという方に対してアプローチをするということで、それがハイリスクアプローチということでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 分からないという声もありますけれども、それなりに調べてみる中でね、この質問を出してから、やはり今言われたような言葉が頻繁に出てくるんですよ。これも自分なりに調べてみますと、そうするとこのフレイルっていうのは、要するにいっぱいあるんですけども、一言で言えば虚弱な状態っていうふうに定義してるんですよ。だから、いろんなことが想定されます。身体的なことも含めて、運動機能や認知機能等が低下した状態、それをフレイル、虚弱というふうに定めてはいるようですけれども、これで後ろにいる方が分かったかどうかは別にしまして、その中で、このハイリスクまたポピュレーションというのも、ハイリスクに関して言えば、特定の高いリスク分にある、そういうものに焦点を当てて、介入する方法という解説なんですよ。それから、このポピュレーションアプローチっていうのは、この個別の高いリスクのある人でなくて、集団全体の健康や行動を改善することを目的とした取組というふうになっているんですけども、課長が今言った答弁は決して間違っていないと思い

ますけれども、やはりなかなか正直言って、こういう横文字といいますかね、こういうものについては大変理解し難いところがあるわけですので、今後は字句が長くなるかもしれませんが、横文字を使った回答をしながら、きちんこの説明もしていただければ、より分かりやすいのかなというふうに思いますので、その辺については、お願いをしておきたいなと思いますけれども。

その中でですね、今①について回答いただきました。その中でいろいろ回答では書いてあって、この場でこれを見てもなかなか理解し難いところはあるんですけれども、その中で保健事業とか特定健診という文字を使った回答がありました。そうした場合、健康診断、また保健指導といえ、一般論として健康診断と言われれば、医師が当たるのかなという思いがします。それから保健指導ということになれば、当然保健師さんが当たるのかなと思いますけれども、健診をする場合、医師の方は一般的に医者って言いますけれども、医者の方は色麻町には役場にいないわけですので、公立加美病院から派遣してもらうのか、それとも医師会のほうから派遣してもらうのか、その辺がいまいよく分からないんですけれども、健診についての具体的な内容、先生、医者が当たるのか、また健康指導ということであれば、何かもう、去年な、保健師さん、町で採用したということも聞いておりますけれども、その辺具体的にどうなんだかっていうことを、もう少し説明願えればと思います。

それから、この中で広域連合というふうな表現してますけれども、そうした場合、他機関との連携、構築状況、それは今現在どうなってるのか。何かその辺について分かっていたら御回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） それでは私のほうから、健康診断のですね、状況についてお話しさせていただきます。

町のほうでは健診ですね、今月も昨日までですね、町の健診を行ってまいりました。そちらのほうでですね、国保特定健康診査という形で40歳から74歳までの方、国保の方ですが、国保加入の方で、そういった方を行っておりますし、後期高齢健康診査ということで、75歳以上の方を対象とした健診を行っております。そちらのほうでですね、身体測定から血圧測定、そういった血液検査等々まで行っているというような状況ですが、40歳から74歳は心電図や、そういった少し細かなですね、健診も行っているというような状況でございます。

それでまずもって、それぞれ健診、今行っているのは健診団体のほうに委託して町の健診は行っているというような状況でありまして、その健診の結果を基に、例えば40歳から74歳に関しては、ちょっと健診に、データが悪い方におきましては、積極的支援や動機付け支援といったその度合いでですね、その人たちに今度指導というか、保健指導を行っていくというような状況になります。それで基本的には保健指導なんで保健師、管理栄養士が対応するというような形になりますが、より病気の危険性が高いというかですね、そういったリスクが高い人に関しては、医師会の先生とかのほうにです

ね、つなげるというか、そういった医療のほうにつなげるというような形を取っている
というような、そういう流れになるということでございます。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 私のほうからはですね、広域連合と町との構築状況とい
うことで御説明させていただきます。

これにつきましては、75 歳以上の高齢者、後期高齢者についての保健、福祉、医
療、介護といった異なる分野の事業が円滑に運営できるようにデータをいただいたりで
すね、情報をいただいたりということで、そのような事務所の構築をしているところで
ございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 40 歳から 74 歳までは、国保の健診をやってる。あとは医師の方
に関しては、団体委託をしているという答弁でしたけれども、今言ったその団体委託っ
ていうのがよく分かってないんですけれども、だから、具体的に、言ったように、その
加美公立病院の先生なんですか、または郡医師会に協力を仰いで、お願いをして派遣し
ているんですかという例示をしたわけなんですけれどもね。だから団体だかというその用語
が分からないんですね。そこまで説明するの大変かもしれませんけれども、その辺につ
いては、もう一度積極的に関わっていくんだよってという言い方ですけれども。例えば積
極的に関わっていく中で、やはり病状が本人が思ってる以上に進んでいるとか、健診の
結果ね。そういう方に対してやっぱり、この事業の目的っていうのは、さっきも言った
ように健康寿命を延ばすための事業だと思うんですよね。そうした場合には積極的に関
わるっていう一言で片づけていいのかなっていうふうに思います。それ以上言えないと
言えばそれまでなんですけれども、もうちょっと掘り下げた言い方はないのかなという
ふうに感じましたので、もしあればお願いをしたいと思いますし、それから広域連合だ
けではないですよ、関わってんの、たしか。広域連合だけですか、関わってんの。だ
から、これを見ると、回答書を見ると、実施主体が後期高齢者医療広域連合、以下広域
連合って回答はなさってますけれども、でも、何かちょっと資料を見ますと、県とか国
保連合とか、たしか関わっているのではなかったかなというふうに認識していたんです
けれども、その辺についてもう一度お願いをしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） それでは、全段の質問につ
いて回答させていただきます。

先ほど申し上げました、国保に加入している 40 歳から 74 歳までの方におきまして
は、生活習慣病の早期発見や予防を目的として行われる健診になります。それでこちら
のほうの特定健診ではメタボリックシンドロームのリスクを評価し、必要に応じて生活
改善や医療サポートを提供するというようなそういったことで、これにより糖尿病や高
血圧、脂質異常などの進行をですね、防ぐというところを目的としております。そちら
のほうは、健康診断の判断に評価とかにおきましては、先ほど健診団体と申し上げまし

たが、色麻町では予防医学協会や、対がん協会というところの協力を得て健診を行ってまして、そちらの方々にですね、そこに関係するお医者さんとかに、読影とかしてもらっているというような状況になります。それで、75 歳以上に関しましては、今度、生活習慣の改善による疾病予防っていうよりもですね、それよりも生活の質を確保し、本人の今持ってる能力をできるだけ落とさないように、キープしていくっていうのが 75 歳以上の考え方になります。それでそういったところをですね、その質を落とさないっていうところ、先ほど話出ましたフレイル、虚弱というような状況において、それ以上進むと介護状態になってしまうものですから、その辺を介護と先ほど申し上げた 74 歳以下と 75 歳以上ですね、その辺を一体的にっていうような、75 歳以上のほうがむしろ今までは少しフォローが手薄いというか、そういうところだったんで、そういったところを一体的にやっていくというのが、今回の質問をいただいております一体的実施というような事につながるといような状況でございます。

○議長（天野秀実君） あらかじめ工藤議員にお願い申し上げますが、一般質問でございますので、あくまでも早坂町長への質問をお願いいたします。それでは、町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 構築状況ということで説明不足のところがございますので、再度説明させていただきます。

構築状況ということでございますけれども、この事業につきましては、国、あと県、あと国保連、国民健康保険連合会、あと医療機関でございます。あと先ほど申し上げました広域連合、あと町ということが一体、一つになってですね、この事業を進めているということでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） どうしてもね、回答者のほうを見てしまうんですよね。この議場にいる場合、多分町長のほう見なくても自分たちにタッチするんだらうなというふうに私は理解してるもんですけれども。いや、その中でね、今 40 歳から 74 歳という回答もありましたよね。でも、実際この高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施っていう事業については、75 歳以上が主だというふうに思っているんですけども、そうすると、この高齢者の一体的事業の質問に対しての回答においては、ちょっと質問している内容とは違うような回答も一部あるんですよね。だから、あくまでも質問事項、また質問要旨、質問事項では、何度も言うかもしれませんが、高齢者の保健事業と、介護予防の一体実施ということで伺ってますので、40 歳から 74 歳はできれば回答の中では省いて、75 歳以上、この本文の高齢者の保健事業と介護予防の一体実施についての回答をいただければありがたいなというふうに思います。それが本人の認識の違いであれば、答弁にあったように 40 歳以上が対象だということになってくると、また質問の内容が違うんですよ、質問要旨が。というふうに理解してるんですけども、そのことについて、一度、見解をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長のほうから部署名を言っていただければ、私が指名しますから、部署名をお願いします。

○町長（早坂利悦君） 保健福祉課長。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） すいません、混乱を招いて申し訳ありません。先ほど町の健診というようなところでは、国保特定健康診査、74歳までの方、それとあと後期高齢健康診査 75歳以上というようなところが一緒に健診自体は町の健診としては行っておりますが、すいません、今回の一体的に関しては、議員おっしゃるとおり 75歳以上の方が、先ほど 74歳までの方よりもちょっと健診を行っただけで、その後のフォローが手薄になるものですから、そういったところを一体的にということになります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 余計なことと言ってしまいましたけれども、その中で今、回答いろいろいただきましたけれども、自分としてはどうなのかなという思いがあるものですから、一応確認の意味でお尋ねしますけれども、75歳以上の障害者については、この事業のメニューの中に含まれていないんだらうなという思いはあるんですけれども、その辺についての考え、見解をお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

75歳以上の障害者につきましては、この事業には含まれていないということです。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） やはり入ってないんですね。分かりました。ありがとうございます。

それで最初に、健康寿命を延ばす事業というふうに理解しているんですけれども、どうなんでしょうかという問いかけもしたんですけれども、回答書を見ると、健康寿命を延ばす取組は重要で、というふうには回答してるんですけれども、健康寿命を延ばす事業と理解するが、回答をとということについては、されたようなされなかったような、具体的に。そのことについてもう一度改めて回答をお願いできればと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） ちょっと先ほどの、1回申し上げましたが、75歳以上については生活習慣の改善による疾病の予防というよりも生活の質ですね、そちらを確保し、できるだけ本人の能力を維持するようなことを目的として行っているものでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 言ってることは分かんないわけじゃないんですけれども、健康寿命を延ばすために重要ですよっていうふうに聞いてんのね。普通に、単純に回答して

もらえばいいんです。多分、分かりやすく言えば、要するに回答書でも一部触れてるんですけれども、健康寿命という表現を使ってますけれども、健康寿命を延ばす事業というふうに理解してるんですけれども、私としては、ということなんです。多分言ってることはそうだと思うんでいいですけれども、時間ばかりたってるので。

この中でいわゆるね、一番心配なのは、言葉、文章として表現する、表すのは、簡単という言い方は失礼かもしれませんが、どっちかというと簡単なんですよね。ただそれをどのように行っていくか。そのフレイルといわれる、虚弱といわれる、それを健康と病気、その中間といわれる部分に位置してる方が、今後も年を重ねるごとに健康寿命を延ばせるような事業があれば、そういう事業であればこそ、しっかりとした体制で望まなくてはならないというふうに思うんですよね。しかし、これが絵に描いた餅になってしまうのでは、どうしようもない。言葉は悪いかもしれませんが、笑い物になってしまう可能性だってなきにしもあらず。その辺についてはどういう事業計画でもってこの事業を進めていく計画を立ててんのか。これをここで長々と説明してもらっても到底時間が足りないと思うんですけれども、でも再度担当課として、今、町民生活課、それから保健福祉課、両方ですよ、たしかね。両課長が答弁してるということになれば。そうなればやはりその辺の計画、町で虚弱、フレイルっていうものに対しての国、県、広域連合の事業、それが町に下りてきて今この事業を去年からやってるわけですが、その計画がどういうものか、一度確認をしたいと思います。お願いします。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

この計画につきましては、週1回活動している通いの場になりますけれども、これにつきましては、ということで、ポピュレーションアプローチにつきましては、週1回活動している場において、月1回程度講師による運動指導を中心とした健康教育を実施するというございます。ハイリスクアプローチにつきましては、健康状態が不明な高齢者への取組に重点を置きまして、対象者への訪問、または電話などでの保健指導を行うことということにしております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 実際、しっかりした計画がないと、今、前段で言ったように絵に描いた餅になってしまう可能性があるんですよ。だから先ほど聞いたのは、他の機関との連携はどういう状態なんですかっていうのは、そういう意味も含めてるんですよ。町単独で行う事業でなくて、国もそうだし、国は金を出す、県は指導する、そして広域連合は、後期高齢者広域連合としての立場で、町に指導、ただアドバイスをするわけでしょう。だからその事業実施主体の町が、それに準ずるしっかりとした計画を立てていただかないと、なかなかこの事業の目的が達成しかねるんじゃないのかなという思いがあるんですよ。だから計画といっても万全ではないんだと思いますので、多少の誤差と云えばいいんですか、ずれて言えばいいんですか、何て表現すればいいか分かりません

けれども、計画どおりにいかないことは多々あると思いますけれども、やはりそれを次の次年度、または次の月、やっぱりそういう経験をしながら、それを蓄積していきながら、そして次の月または年度に生かせるように、やはりその都度都度、しっかりと計画を立て、また練り直しながら、適時、その時々合うような計画を立てる必要があるというふうに思っておりますので、当然今まで担当課としてこの事業にかかわらずいろんな事業を経験してるわけですので、それらを積み重ねた中でのしっかりとしたというか事業をやってもらいたいなというふうに思っておりますので、そのことについては、そういうしっかりとやってくださいね、と言うしかないんですけども。

その中でこの②について、この事業の要点は何かというふうに似たような内容なんですけれども、出しております。このことについて、再度回答を願います。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） この事業の要点は何かということでございます。高齢者の保健事業と、介護予防の一体的な実施、以下一体的実施と言わせていただきます、は、これまで別々に実施されていた疾病予防と重症化予防を支援する高齢者保健事業、国民健康保険による保健事業と生活機能の改善を支援する介護予防による介護予防事業を一体的に実施することが要点ということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 先ほども言いましたけれども、一般質問出してからですね、いろいろ自分なりに調べてはみました。そうすると、その中でこの資料によりますと、具体的な事業っていうのは、虚弱予防いわゆるフレイル予防対策として、運動、栄養、口腔ケアを中心に健康状態維持、改善する取組とか、健診データを活用した個別支援、地域活動を通じた健康促進に努めるとか、医療介護データの活用、地域との連携、そういうことが一般論として言われているようであります。今、課長が答弁していただいたような内容を具体的に申し上げれば、こういうことなんだろうなというふうに理解をしますけれども。

ただ、やはりこの中で地域との連携っていうのには、このほかにもいろんな課題というのはあるんだと思いますけれども、これを見ていて気づいたのが、やっぱり地域との連携っていうのも非常に難しい課題なのかなというふうに思ったんですけども、例えば個々に対応する場合でも、保健師または医師、関係者の方がそこに訪ねていくのか。それとその方に来ていただくのか。そういう課題もありますよね。その辺については、やはり家族がいて送迎していただければいいんですけども、どっかに移動しなくていい、自宅で行ってもらえばいいんですけども、そうでない場合の対応というのはどのようなさるのかなという、ちょっと心配っていうか、ちょっとそういうことが思ったもんですから、だからこの事業を進めていく中で、そういう個人の対応とか、集団で対応するような話も聞いてますけれども、具体的にどういう対応をしていくのか、個人に対して、または集団で行う場合に対して、どういう形で行っていくのか。その辺について、計画としてあるんだと思いますので、その辺について、あれば回答を願います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

まずもって今のお話で言うところの地域というのが、恐らく通いの場のことを指されてるかなと思うんですが、そういったところで通いの場への積極的な関与というのはポピュレーションアプローチのほうで、今回ポピュレーションアプローチというような位置づけになります。そちらに関しては、いろいろ市町村によってやり方は様々あって、その辺は市町村に任せられているような状況ですが、本町においては、7年度においては介護予防のですね、教室がありますが、既存のそういった介護予防のために集まっている自主的なサークルをですね、そちらの方々、保健センターに週1回程度来て行っておりますが、そちらの活動の場をポピュレーションアプローチということで、町のほうで、今回のこの一体的事業として介入をしていくというような、そういった考えでありますし、先ほどの中での高齢者に対する個別的な支援ですね、ちょっと状態が悪い方において個別的な支援を行うのはハイリスクアプローチになりますが、それも色麻における健康課題の中から医療にも介護にも何もつながっていない、健康状態不明の方において、7年度はそちらのほうの健康状態を把握するということで取り組んでいくというのがハイリスクアプローチの予定としていただいております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） まだ5つも残っておりますので、あまり詳しく回答を求めても時間が足りなくなる可能性がありますので、まず取りあえず出してる分について、質問、回答いただきまして、また時間があつたときには再度質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

その中で、③ですけれども、これも同じような話になるかもしれませんが、③として出しましたので、町単独で行うのか、さっき1問目で言いましたけれどもね、出した①から⑦まで出してますので、順を追って質問をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。重なるところが多々あるかもしれませんが、その中で③として、町単独で行うのか、それとも県も含めて他の機関と連携して行うのか、先ほど一部回答いただきましたけれども、それぞれどのような役割を担うのかということで出しておりますので、これについても重なる部分があると思っておりますけれども、まず回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） ③番目の質問でございますけれども、市町村は、広域連合からの委託を受けまして事業を実施することになります。国、都道府県、国民健康保険団体連合会、以下国保連といいますけれども、医療機関とも連携をして実施しているということでございます。国は一体的な実施事業の方向性の明示、具体的な支援内容をガイドラインなどで提示、特別調整交付金の交付などを行うこととなっております。県は、広域連合及び市町村に対する助言、援助、事例の横展開。国保連は各種データの提供、研修の実施。医療機関につきましては、取組への助言、支援、かかりつけ医との連携強化。広域連合につきましては、高齢者保健事業の方針や市町村との連携内容の明確

化、市町村へのデータ提供や支援、事業実施に必要な経費を委託費として交付ということとでございます。町につきましては、これらの関係団体、町内の関係課と連携して個別の支援会議、通いの場等への積極的な関与を行うこととしておるということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 回答ありがとうございます。

基本的にはこの個別支援、通いの場、先ほど回答いただきましたハイリスクアプローチ、またポピュレーションアプローチという横並びの文字ですけれども、こういう名称で広域連合やその他関係する団体等々、町が連携して、この事業を一体的に進めていくんだという回答なんだと思いますけれども、やはり今回はこの75歳以上という一つの年齢区切りをつけて、そして、この一体的事業の実施という形で取り組んでいるわけですが、75歳以前の方は先ほど言ったように、74歳までの方に関しては、特定健診などを通じてそういう虚弱、フレイルと言われる部分に当たるのかどうかは分かりませんが、それらを把握して、今度はそれらの方が年齢的にこの事業の対象になったときのそういうデータを活用しながら、この事業につなげていくんだらうなというふうに思うわけですが、先ほど言いましたように、やはりこの個別支援にしても、通いの場との積極的な関与ということにしても、多分始まったばかりですので、いろんな課題があるんだらうと思います。その課題に適切に対応していくためには、やはり人的な部分が非常に大きいわけですので、その辺について大丈夫なのかなという、心配する部分があります。町長から見て、この事業を行っていくのに、担当課、今、町民生活課、それから保健福祉課、2課で回答をいただいておりますけれども、この事業がしっかりと、始まったばかりなのでね、正直ね。まだ課題はたくさんあると思うんですが、それをやっぱり町長として、やっぱりしっかり進めるべく、担当課に期待はするんですが、それしかって言いようないんですけれども。ただ、この個別支援にしても、集団的な支援にして関与していくにしても、課題はありますので、まずその辺について、その課題についてはどういうふうに把握してんのか。そしてその把握してるものに対しての対応はどのように考えているのか、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） まずもってポピュレーションアプローチに関しましては、活動ごと、地域ごとに様々な既存の通いの場を活用して、事業を実施するというようなこととなりますので、その辺はいろいろ活動の場を今後ですね、その事業にふさわしい活動の場を探したりとか、あとは多くの場で積極的な関与ができるような体制の確保ですね、そういったところは今後進めていかなきゃいけないかなというような課題として捉えております。

○議長（天野秀実君） 1番工藤議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後をお願いしたいと思います。よろしい

でしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は午後 1 時30分といたします。

午前 1 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

ここで会議録署名議員の追加を行います。

本日の会議録署名議員でありますが、11 番山田康雄議員がただいま早退いたしました。会議規則第 117 条では、会議録署名議員は 2 名と規定されておりますので、新たに 12 番白井幸吉議員を会議録署名議員に指名いたします。

それでは休憩前に引き続き一般質問を続けますが、その前に午前中の答弁の誤りを訂正したい旨の申出がございましたので、発言を許可いたします。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 午前の一般質問で 75 歳以上の障害者につきましては、この事業の対象外と回答させていただきましたが、障害者でも対象になるということでございました。訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（天野秀実君） それでは一般質問を続けます。1 番工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 午前中に引き続き、午後からもまた一般質問を続行させていただきます。

その中で、今、町民生活課長のほうより午前中の答弁について誤りがあったということで、障害者についても対象になるんだというような、訂正の答弁でありましたけれども、具体的にどういうふうに該当になるのか。75 歳、その程度とか、何か理由って言えばいいんですかね、あると思うんですけれども。ただ漠然と、障害者でもなるんだっという内容ではないでしょう。一つ、漠然とした訂正回答でありましたけれども、その辺について詳しい部分があれば、再度回答をお願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 要件がございまして、介護保険の 1 号被保険者であって、かつ要介護認定を受けていない要支援状態の方が対象になるということでございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 要支援の方も認定を受けてない人が対象になるという回答でありますけれども、よくわかんないんですけれども、その件については分かりました。いいです。

その中で午前中に、③で町単独で行うか、それともその他の機関と連携して行うのかということで出しましたけれども、これらについて回答をいただきました。その中で個別的支援また通い場の積極的な関与という回答をいただきましたので、そのことについて④として出していた部分と重なるんですけれども、④の部分と③の部分での回答内容が違いますので、改めてこの④についても質問をさせていただきますけれども、④としてこの事業を行うとき、個別に行うのか、それとも集団で行うのかというふうにして出しておりましたので、何度も言いますけれども、重なるところがあるかもしれませんが、再度回答をお願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 個別的支援、ハイリスクアプローチと通いの場などへの積極的な関与、これらポピュレーションアプローチの双方を行うこととしております。本町では、令和7年度の取組としまして、ハイリスクアプローチについては、健康状態が不明な高齢者への取組に重点を置き、対象者への訪問や電話での保健指導を行うこととしております。またポピュレーションアプローチにつきましては、週1回活動している通いの場において、月1回程度講師による運動指導を中心とした健康教育を実施することとし、その中で口腔、栄養、フレイル、生活習慣病などの生活習慣病などの重症化予防に関する健康教育も実施することとしております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ありがとうございます。今、答弁していただいたとおりでありますけれども、回答書を見ましても、週1回活動している通いの場でね、月1回程度講師による運動指導を中心とした健康教育というふうに、そういうふうに回答をいただいたんですけれども、やはり心配っていうか懸念されることは、人材の確保、それからやはりこういう個別指導の場合だと、面談の調整っていうんですかね。そういうのも必要になってくるのではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺についての計画というのは、今言った回答以外にもうちょっと何かあるんだと思いますけれども、この回答で終わりっていう言い方、失礼かな。この回答のとおりなのか。そのほかに、今言ったように面談を含めて調整も含めて、そういうのも必要かなと思ったんですけれども、そういうことについてはどのように計画として持ってるのか。その辺について、あれば再度回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

ちょっと今ですね、面談の調整というふうなお話だったかなと思いますが、それはハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチ、それは市町村のやり方様々だと思います。定義としては幅広く出されておりますが、本町におきまして、7年度においては今申し上げたような取組を行っていくというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） そうすると特に面談がどうだとかってそういうことに関しては、する必要もないというふうに捉えているというふうに理解していいんですか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 7 年度の実施においては、今申し上げたとおりでございますが、ちょっと中身触れさせていただきますと、ポピュレーションアプローチに関しては、最初の段階での様々な体力状況のですね、把握というかそういったものは行うようなことにしております。それと、あと 1 年間というか 6 か月以上たってからですね、進みが悪化してないかとかですね、そういったところの測定も行ったりしますんで、ちょっと面談という意味合いがふさわしいか分かりませんが、最初の段階では仮にポピュレーションアプローチだと大勢の人がいるわけですけど、その辺の個々の状況は把握する、体の状況とかを把握するということはありません。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 個々への対応という観点ではなくて、あくまでもこの回答を見ますと、個別的支援ってあったもんですから、だから個別的支援っていう表現であれば、その予定、日程を町の指導要綱っていうか、その指導体制っていうか、それに合わせて押しつけるのではなくて、やはり個人のいろんな都合ってのはありますよね。そういうことについて、ちょっと調整するのは大変なのかなというふうに感じたんです、この回答書を見て。それについては今後どういうふうにやっていくのかなという。そういう意味合いで、個別支援というこの表現を使っているもんですから、その調整はどうするのかなという素朴な疑問なんですけれども。その個別的支援をするんだという回答な割には個人へ対しての配慮がちょっと、配慮っていう言い方が正しいかどうか分かりませんけれども、今言ったように個人的にはいろんな都合があるわけですから、そうするとその都合の合う方に対しては行うんだと思いますけれども、この事業。でも、この個人的に都合がつかない人の調整ってのはどうするのかなという、本当に素朴な疑問なんですけれども、そういうことについては具体的にどうだという考え方は持ってないというふうに理解していいんですよね、じゃ。何か聞き方が悪いんですかね。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 一旦、先ほどの回答のほうですが、それに関しては、個別的支援っていうのはハイリスクアプローチ、それと通いの場の積極的関与のポピュレーションアプローチ、双方を行うというような回答をさせていただいております。今、議員おっしゃるのは個別的支援のほうを指されてるのかなと思いますが、それに関しては、本町といたしまして、令和 7 年度は健康状態が不明な高齢者というところをですね、健康状態を把握して、必要な保健指導等を行っていくというような流れになっておりますんで、そちらに関しては個別の対応をさせていただくというような状況でございます。

その対応といたしましては、対象者への訪問や電話で接点を持ってですね、取り組んでいくというようなことで考えております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 言い方が悪いんだと思いますけれども、分かりました。あくまでもこのとおり個別支援という形でやっていくんだと。電話などを介して、そういうことをやっていくんだという、ここに回答書にあるまんまなんですけれども、私の言い方が悪いんでしょうね。私が意図してることとはちょっと違う回答なんですけれども。

その中でハイリスクアプローチがこれだね、ポピュレーションアプローチ双方を行うこととしておりますという回答で、今の繰り返しなんですけれども、集団で行う場合、例えば。その場合でも、やはり人員の確保、それから集団で行う場合となると、プライバシーっていうんですかね。プライバシーの確保というのがちょっと心配されるのかなという思いもあるんですけれども、その辺に対しての配慮はどのように考えているのかの回答をできればお願いします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

ポピュレーションアプローチに関しましては、特に何かが悪いというようなところで選定された人たちというわけではなく、一般的に令和7年度は介護予防の教室に集める方たちを対象とします。そういった意味合いでは特にプライバシーというようなことに関してはこちらでは特に注意はしていないというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） そうすると集団でのこういう事業を行う際には、プライバシーについての配慮はしないっていう言い方は正しくないのかな。プライバシーの配慮については、あんまり心配していないというふうに受け取ればいいのか、その辺について、もうちょっと分かりやすく言っていただけるとありがたい。理解力が足りないのかどうか分かりませんが、どうしても集団での面談という形になります。面談というか、面談という言い方もおかしいのかな。やっぱり月1回とか何か、講師を招いて、そういう指導というんですか、そういうのをやっていくんだという回答なんですけれども、でもその中には私こういう部分がこうだ、ああだっていうそういう病的な部分、なりかけの部分というのはあるのではないのかなと思います。そのときに、そういう人に対して当然大勢いた中でのやりとりがなされるのかなというふうに感じたんです。そうした場合に、やはり、人には聞いてほしくない、聞かれてはほしくない部分というのがあるのかなというふうに感じたもんですから、そういうことに対しての配慮っていうのは必要ではないかなというふうに感じたもんですから、聞いたんですけれども。あんまりそういうことについては考えていないようなふうに感じたんですけれども。それで、それでいいという言い方ではないんだね。取りあえず、その辺まで、まだ事業としては、やはり実施事業の中ではそういう言葉ではまだ対応は考えていないというふうに受け取ればいいんですか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君）　今回予定しているその組織に関しては、年齢重ねてもこの住み慣れた地域でですね、自立した生活ができる状態を維持するために、介護予防の知識や技術を取得しようとして集まってる会でありますんで、そういったところでは志が一緒の方々が、今、身体の機能を落とさないような取組を行うのに、講師を派遣したりですね、そういったところをしていくものですんで、個別の深い相談を皆さんの前でするわけではないんで、そういったところでの特にその辺は配慮していないというようなお話です。

○議長（天野秀実君）　工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君）　配慮しないという、無理強いしたような言い方になってしまいましたけれども、決して配慮はしないという意味ではないんだと思いますけれども、ただやはり個別で対応する場合には、どうしても個人との調整ってのは必要なかっていう思いもありましたし、それが集団で行うというふうになれば、やはり、ただ一方的に講師の方が、こういう場合はこうですよ、こういうときはこうなさい、ああしなさいというやりとりだけで終わるのが本来のこの事業の目的ではないというふうに感じたものですから、そうすると当然、集団の場であっても、個別的に心配な部分があれば、その講師の先生なり、また保健師、また看護師、看護師は当たらないのかな。そういう、この事業に関わる方に対して個人的に集団であろうと、やはり個人的に相談っていうか、心配事を訴える、そういう場合に対して必要ではないのかなというふうに思ったんですけれども。

そのことについては、今のところは考えていないというふうに受け取っておきますので、これ以上言っても堂々巡りになるかと思いますので、⑤に移りたいと思いますけれども、この対象者の参加が課題になると思います。参加率の向上対策はということで、⑤で出しました。このことについて町長より回答を願えればと思います。

○議長（天野秀実君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君）　そういった参加が課題になるというような状況でありますと、ポピュレーションアプローチのほうになると思いますが、介護予防事業として、週1回ですね、頻度で活動を行っている生き生き長生きすっぺす隊という組織をですね、7年度は対象として実施いたします。現在21名の参加者がおりますが、より多くの方に参加いただけるようには、さらに広報紙等で周知を図っていききたいというふうには考えております。

○議長（天野秀実君）　工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君）　この回答書を見ますとですね、参加率の向上はということで出したことに対しての回答書を見ますと、今回回答いただきました答弁、いただいたとおりなんですけれども、生き生き長生きすっぺす隊という、初めて聞きました。やはりどうしてもこの広報不足になりますと、何でもそうなんだと思いますけれども、参加率っていうのは、せっかく多くのお金をかけて、フレイルと言われる虚弱の状態になりつつある方が自分では気づかない、でもこういう事業を展開してもらった中で、こういうことな

んだ、ああいうことなんだっていうのが分かれれば、こういうところに参加して、先ほど来言ってます、健康寿命の延伸につながる。しかし、広報等で周知を図ってまいりますという回答なんですけれども、それしか方法はないんだと言われればそれまでなんですけれども、やはり、そういう健康寿命を伸ばすための事業としてやる以上、もうちょっと積極的に広報っていうのを町民の皆さんに周知するということは非常に大事なことであって、そして当然、各集落には集会所がありますので、各地区には。当然その集会所等も使って行っていくんだと思いますよね。そうした場合に、改善センターとか、例えば福祉センターとか、そういうところを1か所に集めて行うのかどうか分かりませんが、やはりせっかく行う事業ですから、講師の方や保健師って言われる方に対しては、負担の部分もあるかなという気はしますが、やはりこの事業の趣旨からいえば、もうちょっと積極的に参加者が参加率が上がるような対応、対策というのは必要なのかなという思いがしたものですから、今お尋ねしたんですけれども。その辺について再度回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） こういった教室、こういった事業にですね、参加してもらう人を増やすっていうのは、議員おっしゃるとおり大切なことでございます。先ほど議員おっしゃったように、今回のこのすっぺす隊の活動は、色麻の保健福祉センターで行っていることでございますが、その事業に対して、人、できれば参加してもらってというのは一番いいことなんです、今回このポピュレーションアプローチ自体は、逆にそういう活動の場にもういろんなほかにも組織している活動の場にですね、対象としてやっていくことができる事業ではあります。そういったことでは地域ですね、そういった行政区ごとでやっている活動とかにですね、こういった事業の活動の場としてですね、通いの場というのをそこにして、広げていくっていうことも、今後検討していかなきゃいけないかなというふうには思っております。7年度においては、先ほど申し上げたとおり、このすっぺす隊を対象として行っていくというようなことでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今まで回答答弁を聞いていますと、やはり大変難しい事業であるかのように感じました。ただ、やはり考えられる部分については、しっかり対策を練って、そしてやっていくことが大事なのであって、決してプライバシー等を見捨てて行おうとしているのではないと思いますけれども、ぜひですね、④のことも⑤のことについても、やはり、逆に言えば大事なことです。プライバシーの配慮というものに対してもそうだと思いますし、せっかく行う事業に対して参加率をどうしたらいいかなという知恵を絞りながらやるというのは非常に重要だと思うんです。極端な言い方して、21人というこの回答なんですけれども、この事業を生き生き長生きすっぺす隊という対象として21人参加っていうことなんですけれども、決してこの事業対象者は21名ではないんだと思います。だから、より、広報っていうのを大事なのであって、参加し

ていただくためには、これだけではなという思いがしたので、他にありますかという
ことなんですけれども、繰り返しの様な回答なので、あんまり、正直言って、難しい
事業なれども、何となくこう納得しかねるんですけれども、もう 11 分しかって残って
いませんので、⑥に移ります。ただ、同じことの繰り返しになるかもしれませんが、と
にかくこの広報紙だけ、また有線だけというのではなくて、やはりロコミとかそういう
ことも大事なわけですし、やはりその辺についての体策、考え得る対策っていうのは、
できるだけ行っていただければと思いますので。

それでは、⑥について保健指導と栄養指導の対象年齢と体制、対象年齢ごとの人数は
ということで出しましたけれども、それについて回答を町長のほうからお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、6 番のこの質問に対しては、担当課からお答えさせたいと思
いますが、その前の質問されました対象者の参加が課題、やっぱりこれ一番大事なところ
ですね。それで、本町としてはね、いつも気がかりなんですけれども、健診であれ何
であれ、同じなんですけれども、知らなくて参加しないという人と、知ってても参加し
ないという人がいるんですね。ですから、知らなくて参加しなかったというのはやっぱり
広報不足になるんですけれども、知ってても参加しないというと、やっぱりなかなか
こういう人たちをね、例えば健診にも必ず行ってほしい、あるいはこういう、今、指摘
されている事業にもぜひ顔出してほしいという思いはあっても、なかなかこのところ
まで本人に伝わらないというのも事実なんです。ただ、いずれにしても広報なり
で努力をしたいということを担当の課長から答弁しましたので、なおなおそのような努
力をさせたいと思います。あと 6 番については、ちょっと回答してください。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 6 番について申し上げます。

保健指導及び栄養指導についてはですね、特定保健指導の対象である 40 歳から 74 歳
までの方を対象として実施しております。今回の一体的実施に関しましては、年齢ごと
の対象者への取組ではなく、疾病が重症化しやすいとされるいわゆるハイリスクの方に
関してはハイリスク項目ごとに対象者を抽出するものでありまして、その対象者には個
別の支援を行っていくというようなことになります。

今年度は、過去 2 年間に於いて、医療、介護、健診に関するデータがない健康状態が
不明な方 17 人についてですね、健康状態の把握を行って、必要な方には検診も含めた
受診勧奨や介護保険サービスにつなげるなどの取組を行ってまいりたいと思っております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 全員ではなくてという、ハイリスク項目ごとに対象者を抽出する
っていう回答で、その中において過去 2 年間に於いてという前置きがありましたけれども、
医療、介護、健診に関するデータがない健康状態が不明の方 17 人、逆に多いのか

少ないのか分かりませんが、把握してる部分に 17 人だというふうに考えるわけですが、多分このデータがない、健康状態が不明な方が 17 人だけではないような気もするし、このデータのとおり、本当に健康で病気も何もしたこともない、もう 80 歳過ぎても元気に働いてるような、そういう方もいることは確かに事実だと思います。今、やはり、高齢というこの年齢には、やはり、あらがうことはできないわけであって、やはりそれなりに年を重ねれば、当然、体力が落ちてくるという部分は否めないわけでありまして、やはりその方が少しでも健康を維持できる、何度も言いますけれども、健康寿命を延ばす、延ばせる、そういう取組の事業だというふうに考えるというか、理解しますので、ぜひこれら 17 人以上に増えないように、この健康状態が不明な方も含めてね。今現在フレイルと言われる状態の方も含めまして、やはり何とか、これ以上体力も落ちないためのそういう事業を、やはり積極的にやっていただかないと思っておりますので。

その中での⑦番なんですけれども、昨年からの新規事業の減額した理由、それを 7 年事業にどのように改善工夫して行うのか。ほかの課題への対応を検討したかということで、最終の質問出しましたけれども、これについて回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） この事業につきましては、令和 2 年度から制度が開始されましたが、コロナ禍の影響もあり、本町では令和 6 年度、去年になりますけれども、に開始となりました。事業の実施に当たっては、市町村が配置する医療専門職の人件費及び事業に必要な消耗品や印刷費等が広域連合より委託費として交付されることとなります。

令和 6 年度一般会計当初予算では、一体的実施事業委託金といたしまして歳入予算で計上したところでございますが、予定していた職員が退職したことで別の職員が担当となり、担当になった職員につきましては、一体的実施事業のほかにも様々な事業を兼務することになりました。この場合、人件費分につきましては、実際に一体的事業に従事した時間数に、その職員の時間当たりの給与単価で算出しなければいけなくなったことが減額の理由となります。

令和 7 年度当初予算におきましても、令和 6 年度同様に計上しており、職員の職務状況により人件費分につきましては、昨年同様に減額補正する可能性があります。また、昨年 10 月に管理栄養士が 1 名、保健師は今年 4 月に 1 名採用となり、保健師、兼務を含みますが、3 名、管理栄養士 2 名体制となったことから、昨年度よりも事業体制につきましては充実、改善されるものと考えております。

この事業につきましては、令和 6 年度から始まり、今年度は 2 年目となります。今後とも継続して事業を行うことで効果が期待できると考えておりますので、よりよい保健事業が展開できるよう、関係団体と連携して取り組んでまいります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 3 分しかありません。手短に、最後の質問になるかと思いますが、
れども、お尋ねします。

今この回答の中で、町長もこの回答書を持ってるのかどうか分かりませんが、令和 7 年度当初予算においても、令和 6 年度同様に計上しており、職員の勤務状況により、人件費分については昨年同様に減額補正する可能性がありますという回答なんですよ、町長。事業が始まったばかりで、もう減額補正することを考えているんですよ、町長。事業を行う上で、こういう事業、通年 1 年通してやったけれども、これこれこういう理由で幾ら分、金が余りましたっていうんだったら分かります。しかし、3 月に予算が可決されて、4 月から事業始まって、まだ 2 か月、4 月、5 月、6 月に入ったばかりで今日 10 日です。2 か月足らずでね、回答が減額するんですよ。どうなんですかね、この事業の在り方が。最後のほうにね、6 年からの継続事業で、今後も継続して事業を行うことで効果が期待できると考えていますっていう回答してるのね、結び。効果が期待できるのに、減額することを考えるっていう部分、矛盾しませんか。どうですか、町長。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） この事業につきましては、今いる職員の給与について補助を頂くということでございまして、歳出、給料として支払うほうについての減額ということでございませぬので、あくまで先ほど申し上げましたとおり、兼務になってしまう可能性があるということで、減額補正ということを申し上げましたけれども、今後どのようなことになるかちょっと体制も 2 名体制になったということでございますので、今申し上げましたとおり、あくまで給料の減額ということではございませぬで歳入に關しての減額ということになってまいりますのでこの辺につきましては御理解いただければと思います。

○議長（天野秀実君） 以上で、1 番工藤昭憲議員の一般質問が終わりました。

次に、2 番高森すみえ議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いします。2 番高森すみえ議員。

〔2 番 高森すみえ君 登壇〕

○2 番（高森すみえ君） 2 番高森すみえです。

議長より発言のお許しが得られましたので、これから質問をさせていただきます。

昨年から米の価格が高騰し、家計を苦しめています。このタイミングで国の農業の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法が 25 年ぶりに改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行となりました。食糧は国防の要の一つです。にもかかわらず、日本の食糧自給率は 38%であり、現在の状況は色麻町にも大きく影響する事象でもあります。現在の食料をめぐる問題について、そして農業が主幹産業である色麻町が果たせる役割について、町長がどのようなお考えをお持ちか質問をさせていただきます。

1 つ目の質問で、昨年からの米高騰について、どのように考察していますか、町長の見解は。また、非農家世帯の数、そしてその支援策は色麻町では考えていますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 高森すみえ議員の質問に答えたいと思います。

米の高騰についてということでもありますけれども、昨年の生産者米価が、ほぼ2万円前後になったということでもありますので、それは前年から比べれば、消費者米価も高騰するのではないだろうかという思いはございました。ただ、それにつけても、こんなに今でも騒がれるくらい高騰したということについては、私もちょっと不思議であります。そんな中で、いろんな、多分、要因ということが、一つだけじゃなくて、いろんな要因が絡み合っているんだろーと思いますので、その要因の一つ一つ、ちょっと思うままですけれども、まず需要面に関して言えば、インバウンドの増加であったり、あるいは新型コロナウイルス蔓延によって、家庭内調理の増加、あるいは小麦等の価格高騰によって、米消費量の増加ということにもなったのかなというふうにも思います。また供給面からいえば、高齢化によって生産基盤の脆弱化や気候変動、あるいは近年の猛暑に起因する干ばつや一等米比率の低下、こういった様々な要因が重なって、農家や流通業者が市場での販売を目的に保有している民間在庫の減少が今般の米価高騰につながったのではないかというふうにも思います。これは、国でもこれから検証をして、その高騰の原因というものが大分分かってくるんだろーと思いますけれども、そういうことをもって、それも一つの、これからの町として判断の材料にしたいというふうに思います。

次に、非農家世帯の数ということでありましたけれども、令和7年5月末現在の特別養護老人ホームを除いた総世帯数1,997世帯となっております。それで、農家世帯数に関しては、集計は特にしておらないんですが、令和6年度の経営所得安定対策の申請状況等を鑑みますと、600世帯程度と推測しております。ですから非農家世帯数が1,400世帯というふうになるかというふうに思います。また米の販売価格高騰に対する町としての支援策ということではありますが、現在のところは考えてはおりません。

以上です。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 米高騰の要因に関しまして、町長おっしゃられたように、ちまたではそのようないろんな要因があって、米が高くなったというようなことがやはり言われておりました。私も同じようには思うのですが、専門家のお話では、米不足が起こったのは単純に減反政策をやり過ぎて、米が物理的にないからというようなことを言う方もいらっしゃいます。減反政策は平成18年に終了しましたが、食用米以外の用途に、それからもずっと補助金をつけていたので実質、米の作付を減らすことになったのではないかというふうに考察をされている専門家もおります。

先ほどのお話の中で、非農家世帯数は大体1,400世帯というふうに推測しておりますとのことでした。非農家世帯であっても、親族にお米農家とかがあるならば、お米が全くないと、入手するのが大変だというようなことは少ないかとは思いますが、全くそういうこともないという世帯もあるかとも思いますので、今後、そうした方々に対する

支援というのは考えたほうがいいのではないかと考えております。これからその理由について、少し町長の御意見を聞きながらお話をさせていただきたいと思っております。

まず、今行われている緊急処置、これで備蓄米を放出していますが、これは2つの理由で、とても問題がある対策であるのではないかと考えています。

一つは、今年の米の買取り価格が去年よりも多くなるのではないかとというようなことが言われています。そうすると、当然、米の販売価格、末端の販売価格もやはり高くなると予想されます。最近の農業新聞では、大手小売業者が独自で外国産米の輸入を始めた、安く外国産米がこれからどんどん入ってくるのではないかとということで、高い国産米は買われなくなる可能性があることを指摘される方もいらっしゃいます。それが一つの理由で、現農林大臣は備蓄米全てを放出しても米が足りないようなら、ミニマムアクセス米の食用流通、それに加えて政府による緊急輸入もあり得ると発言をしています。なし崩し的に輸入米が通常になったら米農家が生産した国産の米はまた再び暴落する可能性が十分にあります。米農家のさらなる減少になりますので、このことは避けなければなりません。

もう一つの理由としては、今回、備蓄米を放出するに当たり、令和7年度の米は備蓄に回さない方針、今年度の生産されたお米は、備蓄には回さないという方針が示されました。全く放出をしてしまって、今後備蓄米を入れないということになりますと、今後、今の世界情勢の中で有事になった場合、輸入がストップする可能性が十分にあります。そうした場合どうするのかということを、国は何も方策を示してないように思うのですが、ただでさえ備蓄米みんな放出してしまうのに、こうしたこと、とっても危険だと思います。このような政府の対応について、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず冒頭での回答で申し上げましたけれども、米が足りなくなったということ、そのものがまず不思議なんですよ。去年は多分全国の作況指数は100を超えてるんですよ。そして毎年人口も減っている、1人当たりの消費量も減っている。そして作況指数も不況ではない。だとすれば、足りなくなること自体が不思議なんですよ、本当はね。ですから、それはこれから国のほうで検証をして、何がどうなってそのためにそうなったかということについては、これからいずれ答えが出るものだと思いますけれども、通常、私のようなものが考えればですよ、足りなくなること自体がおかしいんですよ。そういうことが前段であって、今申し上げられましたけれども、例えば備蓄米回さないとかということだって、やっぱこれはね、できないと思うんですよ。政府のことですから、私がとやかく言うものではないんですけれども、やっぱ万が一のための備蓄ですので、必ずこれは備蓄というのは確保しなければならないと思うんですよ。ですから、それを回さないということはある得ないというふうに私個人の考えとしてはね、思うんですけれども、国政の中でどういうふうに判断されるものか、でしょうかね。

それから、末端価格、高くなるという心配がちょっと今言われましたけれども、それは末端価格があまり高くなるということも確かに生産者にとっても不安なんですよ、これは。結局ね。ですから、米離れが起きたとか、あるいは例えば、言うなれば高くなることによって生産がさらに今度はどうなるのかということもなるし、いずれにしても、やっぱり去年の価格、約2万円ということにすれば、これが生産者にとっては、やっと今まで我慢してきたけれども何年か前の価格にようやく戻ってもらったというだけのほっとした気持ちであって、特別な価格ではないと思ってんですよ、みんな。

ですから、あとは消費者の米価がどの程度の価格で売り出されるかということが問題なんですけれども、生産者の米価に、これに逆に今言った、安く出してる備蓄米の価格によって影響を受けるということになれば、これはむしろ心配しなくちゃならないことだというふうに思っています。ですから、やっぱりこれは持続可能という言葉は何にでも使うんですけれども、農業だって、今、状況から見ればね、持続可能という、いろんなそういうことに対する課題はたくさんあるわけですよ。後継者も十分でない、いろんな補助条件も十分でない、いろんなことがある中で何とか持続可能にするのには、まず米価を2万円ぐらいで安定してもらおうということが最低条件ではないだろうかというふうに思います。高ければ高いほどいいようなものなんですけれども、ただ、さっき心配されたように、消費者の元に手の届く、やっぱり価格がべらぼうに高いということもいかなものかになりますので、そういうバランスということは十分考慮しなくちゃならないものだというふうに思いますので、私自身の考えからすれば、そういう思いであります。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 町長のおっしゃるとおりだと思います。ようやく昔の値段にお米が戻ったと生産者の方々はほっとしている矢先に、急にお米が足りなくなって、高くなって、しかも足りないから備蓄米を出してそれでも足りなければ輸入をしようという流れになっています。これはとても危険なことだと思うので、何とか生産者の今の米の価格を維持するためにも、ぜひいろんな対策を国に対して取っていただきたいと私も思っております。

次の質問に行きます。

色麻町内の米の作付面積、そのうち主食用米、飼料用米その他の用途の米の割合、また、輸出用米の割合を教えてください。それぞれに対する国から出ている1反当たりの補助金の額も教えてください。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 本町のですね、米の作付状況につきましては、令和6年度の生産時実績に基づき御説明いたします。

米の作付面積及び割合につきましては、耕作面積2,435ヘクタールに対し、水稻作付面積は1,731ヘクタールとなっております。内訳を申し上げますと、主食用米が1,237ヘクタールで71.5%、飼料用米が384ヘクタールで22.2%、ホールクroppサイレー

ジが 68 ヘクタールで 3.9%、米粉用米が 26 ヘクタールで 1.5%、加工用米が 9 ヘクタールで 0.5%、輸出用米が 7 ヘクタールで 0.4%となっております。これらに対する国からの補助金ですが、令和 6 年度水田活用の直接支払交付金及び産地交付金は、主食用品種を用いた飼料用米については収量に応じ、5 万 5,000 円から 9 万 5,000 円、専用品種を用いた飼料用米と米粉用米については、収量に応じて 5 万 5,000 円から 10 万 5,000 円となります。ホールクroppサイレージにつきましては 8 万円、加工用米については 2 万円、輸出用米については 3 万円となっております。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2 番（高森すみえ君） こちらの補助金の額に関しては、10 アール当たりの額でよろしかったでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 今申し上げたのは 10 アール当たりの補助金となっております。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2 番（高森すみえ君） 今、農林課長さんお話ししていただいたように、食用米が 71.5%、飼料用米が 22.2%で大まかな量を占めております。これに対して質問なんです、食用米についての補助金はありますか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 主食用米については、補助金等はありません。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2 番（高森すみえ君） 今、主食用米についての補助金はないとの御返答がいただきました。食用米作付面積のうち、71.5%を占めている食用米について、飼料用に払われている量ぐらいの補助金がついたら、皆さんもっともっと食用米をがんがん作って、お米の備蓄を満たせるぐらいになると思うのですが、私の素朴な気持ちなんで、いろんな計算はしてなくて、素直な気持ちでそう思うのですが、こうしたことをしないのが不思議でなりませんが、町長は、やはりここまでお米が足りなくて輸入をせざるを得ない、そして備蓄もない、食料安全保障上危険だというような状況で、だったら主食用の米をがんがん作らせて、まず国の米びつを満たすのが最重要なのではないかと思うのが普通なんです、それをしていないことに対する、町長、どのように思われますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 主食用米に補助金が出すか出さないかは、これは国の考えですけども、やっぱり今言われたように、仮に主食用米が多く出回るということになれば、これは当然価格が下がるわけですね。そのために価格をある程度維持したいがために、転作があって、そしてその転作に奨励金が出されてきたと、こういうことですよ。ですから、どんどん作れば、仮に今は作っても何も制約を受けるわけではないんですけども、ただ、リスクとして価格が下がるということなんです。これでいいかどうかなんです。ですから生産者にとっては、価格が下がるのもこれは大変なことなんです。

よ。昨年の、さっき言ったように2万円くらいの価格が保証されるような安定した価格であれば、それで仮にその価格が安定して、その上で幾ら作ってもいいという状況であれば、それは作れると思いますけれども、やっぱり需要と供給の関係ですので、必ず多く出回れば下がるんですよ、価格が。それは生産者にとっては大変なことです、それはやっぱり作ればいいというものでもないんじゃないかというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） おっしゃるとおりだと思います。ただ、色麻町の作付面積は、あまり輸出用米はちょっとパーセンテージ的には0.4%と少ないですが、政府は米の輸出を2030年までに約8倍、35万トンに増やす目標を掲げておりますけれども、どうせ輸出をするんだったらがんがん作っちゃっていいんじゃないでしょうか、8倍に伸ばしたいんですよ。いかが思われますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これまでの政策っていうのはね、いわゆる米が過剰なために転作もし、それから多く出回れないために、米の消費拡大ということで、例えば米粉を作ったとか、あるいはえさ用に回す米を作ったとかね、そういう政策ですよ。その中の消費拡大の一端として輸出なんですよ、これは、結局ね。要するに、国内にある程度出回るだけでいいということで、そのことがバランスを作ってるわけですからね、価格のバランスを。ですので、そのためのバランスを作るための一つの政策が輸出であったり、今言ったようなことの内容であったりということですので、これは、これから米がどんどん足りなくてね、輸出どころではないというふうになれば、それは輸出はなくなるのではないかというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 今現在、お米が足りない状況で輸出を8倍に増やそうという計画を立てていることについては、どのように思われますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今足りないという、ですからその原因なり何なりはこれから検証して結果が出るでしょう。それから、輸出に関してのことについては、詳しくは分かりませんが、そういう状態でなぜ輸出しなきゃいけないかということについては、私は詳しく分かりませんが、もし足りない状態でも輸出しなければならない、いわゆる世界の中では食料で困っている人たちがたくさんいるわけですので、そういうことは人道的なものがあるかどうか、そういう詳しいことは私分かりませんので、今言われたことについては、単純には私からは言えません。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 日本でも食べるのに困ってる人がたくさんいますので、人道的に世界にたくさん食べるものに困ってるから、外に出さなきゃいけないという、慈悲の気持ちも確かに国と国との関係ではなければならないんですけども、やはり日本国内のおなかを満たしてから海外に目を向けるというのが、多分どこの国もそうだと思います。

すので、そういうような感覚で国にはやってほしいし、色麻町の中でも町長の政策として、まず第一に町民に目を向けた政策として、農業政策などにもしていただくことを望みます。

3 番目の質問に行きます。

昨年6月に食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正されました。これの大きな目標として5つありまして、我が国の食料供給について、2番目が輸出の促進について、3番目が国民一人一人の食料安全保障、持続的な食料システム、4番目が環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、5つ目が農村の振興という5つのテーマ、目標がありました。これに関しまして質問をしたいのですが、5つはかなりボリュームがありますので、1番、2番、我が国の食料供給についてと輸出の促進、こちらについて重点を置きまして質問をしていきたいと思います。

我が国の食料供給、1つ目については、これは量の面と質の面、両方2通りあると思うのですが、こちらについて考えて、まず量の面について考えていきたいと思います。

現在の日本の食料自給率は38%と言われていますが、町長はこの食料自給率を上げるために色麻町でどのような取組ができるか、ビジョンはありますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず食料自給率38%というのは、米は100%ですよ、米はね。それ以外のもの、例えば小麦であったって大豆であったって野菜だの、いろんなそれ以外の食料がほぼほぼ自給できる状況にはないと、少ないということですね。米だけなんですよ、100%は結局ね。ですので、本町としては、今申し上げた、例えばの話で、小麦であったり大豆だってこれは外から、言ってみれば輸入しなくちゃならないということになると思うんですね。自給率を上げるということは、これ色麻町で自給率上げるって言ったって大したこと貢献できないんですけれども、まず町としてできることって言うのであれば、まず荒廃農地を作らないことですよ。農地を十分活用することだと思うんですよ。ですから、そのためにはこの後継者の人たちをきちんと幾ら個人であっても、法人であっても、後継者として耕作できる人をいるかいけないかということですね。いなければ、どうしてもこれは荒廃農地が出てしまうということになりますので、少なくとも町として、やや本当にこれ微々たる話なんですけれども、貢献できるものであれば農地を十分活用して、農産物を生産するということだと思うんですね。

それから、そのための条件はありますよ。例えば、農地の区画をきちんと整備をしたり、そのための機械を使うためのいろんな予算化、あるいはそういう機械を利用できるような技術、そういうものを取得するための町としての指導、そういうことをいろんな間接的な要件はあると思いますけれども、最低でも農地をとにかく荒廃させないということが自給率を高める、色麻町としてはささやかな願いをできることではないかというふうに思います。いずれ本町でも、地域計画が今年の3月に策定しまして、今後10年というふうに耕作地を荒らさないようにすることでの地域計画ですけれど

も、出来上がったわけですね。そのようにきちんとやっていくということが、町としては最大の、今言ったことに対する答えではないだろうかというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 町長のおっしゃるとおり、耕作放棄地、本来であるならば、穀物とか食料が生産できる大事な農地ですので、これを十分に活用できるようにすることが自給率を高めることについては、本当に一番の策であるのではないかと私も感じています。

耕作放棄地の活用については、最後の質問でまたちょっと述べたいのですが、まず色麻町の自給率を上げるためのやっぱり取組は耕作放棄地を何とか活用して、今されている政策では、規模を拡大して生産効率とか省力化、いろんなことをやって生産性を高めていく、そのために活躍されている農事法人の方とか営農組合の方とかが色麻町にはたくさんいらっしゃるの、そうした方々の努力には本当に敬意を持って称賛したいと思っております。ぜひ頑張って、色麻町というか、日本の食料自給率の向上のために、本当、御尽力していただければと考えています。

食料自給率に関しまして、今お話しされたようなお米については今は100%とは言えない、足りてない状態ですが、日本においては唯一自給できる穀物であるということですが、食料自給率について東京大学特任教授の鈴木宣弘先生は、このようにコメントしています。

農水省が発表している最近のデータでは、日本の食料自給率は38%。この数字には、でもあるからくりがあるそうです。野菜の種、肥料、そして飼料、えさですね、これは9割以上を海外に依存しています。卵のひなはほぼ100%外国から輸入されています。現状では、実質的に日本の食料自給率は10%もないというふうにおっしゃっております。世界では、自国の食料は自国で作る、これが常識です。アメリカ、ロシア、フランスでは自給率は100%を超え、中国では14億人分の1年半分の食料を現在備蓄しています。かつて日本も食料の7割以上を自国で生産して、農業大国と言われた時代があったようですが、なぜ日本の食料自給率はここまで低下してしまったのでしょうかと疑問を投げかけて、その答えとして、最大の原因は貿易の自由化、そして食生活改変政策、これによって自給率は、1962年から現在までで76%から38%に低下したと、このようにこの先生は述べております。

自国でほとんど食料を賄えない日本は輸出をするよりも、むしろ自国の食料自給率を向上させて、いざ食料が入ってこなくなったとき、そのための備えをまず最初にすべきだと私は思いますし、先ほどの答弁でも町長はそうにお話をされていたかと思います。

食料自給率もほぼなくて、備蓄米も底をつきつつある現状の中で、まずやるべきことは、まず農家の戸別補償によって、安定的な収入を農家に保障し、急いで食料の増産するのが最善であると考えます。それではあるのですが、なぜか政府はこの法律と同時に、食料供給困難事態対策法という法律をつくりまして、これは計画どおりに農家が食

料を生産できないと罰金を取ると、そういうようなとても農家に寄り添った政策とは言えない、そんなような法律までなぜかつくっています。

海外では、農家の戸別補償制度を使って農家は手厚く保護されています。日本の農家のうち補助金の占める割合は30%ぐらいなのに対して、イギリスやフランスやそうしたところでは90%以上、スイスではほぼ100%、このように手厚く農家を保護しています。それによって食料自給率が維持されて、価格も生産者も消費者も両方とも満足するように調整されているようです。農家の戸別補償、食料は国防上とても大切なので、外国では農家をとても大切にされていると、この先生は述べていました。農家の戸別補償、農家の収入が安定すれば、後継者不足も解決して、いいことづくめですが、良い案だとは思いませんか、町長のお考えを伺います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この農業政策っていうのは、やっぱり国のある意味での根幹ですので、これはやっぱり政治家の人たちが真剣に捉えて考えているものと思います。

あくまでも私個人の考えだけを聞かれば言いますから、これ誤解をしないでもらいたいですけれども、やっぱり食料自給率っていうのは、いろんな食料の中でバランスが悪いわけですよ、作られている、国で作られているバランスが悪いわけですよ。米だけが100%で、ですから米輸出するだけあるということですからね。あるいは米でなくて転作させられるくらい米はあるわけですから、バランスが悪いんですよ。それを別なものにとかくこれは変えていかなければ、自給率はやっぱり上がらないわけですよ、いつまでたっても。畜産でも。いろんなとにかく食料、一次産業関係が大事だということとはね、農林漁業関係大事だということは申すまでもないわけですので、食べるものがなければ生きていけないわけですので、それは論をまたないんですけれども、その中の自給率を上げるということであれば、農産物の作るものの品目をバランスを考えるとということだと思うんですね。そういうことで、それは国のほうではいろいろ考えられているものと思います。

町としては、ある程度そういう政策にのっとって、生産者が生産しやすいような方向、あるいは何とかして、例えば生産するための機械化、機械を導入するんであれば、そのための予算をいかにして獲得できるかと。そういうようなことを考えていかなくちゃならないものだというふうに思います。もっと質問あったんだかと思いますが、一応これぐらいにさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） バランスを取るのが大事だというふうにお話をされていますが、実際に経済的に立ちいかなくて、離農している農家が各業種であります。畜産であれ、果樹であれ、養鶏であれ、十分経済的に成り立たなくて廃業している、もし成り立つならば、そのまま経営を続けて自給率を向上させる、全て満遍なく日本国民に日本産の食物を提供できるベースが整うわけですね。なので、バランスが大事ということは、やはりそうした戸別補償、そうしたものをその品目に応じてきちんと配分をして、それで農

家が生産をしやすくなる、生産したものを安く消費者に提供できるような政策を、以前は戸別補償制度、政策として行われていた時期が短い間でしたが、あったというふうに聞いております。そうしたことを復活させて、日本の農家を守っていくのが一番後継者もできますし、生産者も安心して生産ができるし、消費者も安心して自国のものを食べれると思いますので、そうしたことをやるのが一番いいのではないかと個人的には思っております。

町長は、先ほどから国が決めるものですからというふうにおっしゃいますけれども、町長も政治家なので、十分国に意見を申し上げることはできるかと思えます。地方自治法の第149条には、地方公共団体の長は、この権限に属する事務に関し、法令の規定に基づき、また議会の議決を経て、関係行政庁に対し建議し、もしくは意見を述べることをできるとあります。本当に自分の町のことで問題が起きている、これは国に何とかしてほしいということがあれば、首長であれば意見を十分各関係省庁に申し述べることをできるとありますので、ぜひそのような形で、行動を起こされるようなこともできるということで受け止めていただけたらと思いますが、町長にはそのお考えはどうでしょうか、ありますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 戸別補償がいいとか悪いとかじゃなくて、私が思うには、例えば米のことに言えば、生産者がきちんと持続可能できる米価が大事なことですよね。そのために所得補償であったり、あるいは何か別な政策であったり、それは私はこれしか駄目だということはないと思うんですよ。それは何でもいいと思うんですよ。問題は、生産者が今言ったように米のことで言えばですよ、米のことで言えば、去年のような価格が安定して継続してもらおうと。高けりゃいいということになるんですけれども、安定してもらおうということが大事なことです。そのための政策については、こうしなきゃ駄目だよ、ああしなきゃ駄目だよというところまでの考えはありません。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） こうしなきゃ駄目だ、ああしなきゃ駄目だというのではなくて、このような状況なので、国としてきちんとした対応を取ってほしいと強く要望することはできると思います。そして、今お米に関していろいろお話されてますが、お米に限らずどんな食料であっても、まず戸別補償で買取り価格が安定すれば生産者も十分安心して食料が作れるわけです。そして、生産者もその食料を買えるわけです。高い値段ではなくて、ほぼほぼの値段で。そういう形にするのがやはり諸外国を見ても、とてもいいのではないかとというふうに申し上げておりました。

次の質問にいきます。

食料自給率がこれほど低い中で、輸出を促進する方針が掲げられておりますが、これについて町長の見解は。先ほどもちょっと似たような質問しましたが、すいません。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これはですから、要するに米に関して言えば、これまではね、消費を拡大するための政策がほとんどなんです。その一つが輸出だと思うんですけどもね。今ここにきて急にこういう状態になったということは、本当に何が原因なのかということについては、まだ分からないんですよ。むしろ、冒頭に申し上げたとおり、不思議なんです。去年だって、別に不作でも何でもありません、作況指数が 100 を超えたということですから、むしろ、米、余らなくちゃならないわけですよ。人口も減っている、消費数も減っている。ですから、余らなくちゃならないのに、余らなくて足りなくて米価がこうになったというその原因が、これからの検証だと思うんですけども、私は不思議なんです。そんなこともあって、足りないときはあえて輸出はしないと思います。あえてね。足りないのに輸出はしないと思うんですよ、これは国のね、責任ある政治家の人が国民が食べるものがないのにね、輸出はしないと思うんですよ、これは。ですから、将来に政策として輸出も構想の中に入っているというふうに、私は捉えたいんですけども、今から輸出しないとかっていうんじゃなくて、これからの政策の中で輸出もあり得ると、こういうふうに捉えております。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2 番（高森すみえ君） 先ほど、ちょっと、私、1 つ飛ばしてしまいましたが、食料自給率を考えると、量と質についてのお話で、ちょっと質問をしたいというふうにお話をしておりました。量については、自給率について今お話で町長といろいろと質問、回答させていただいて討議をさせていただいたんですけども、もう一つ質についてちょっと軽く、お聞きしたいと思います。

まず、日本は食料の大半を輸入に頼っておりますけれども、これは、安全性はどうなんでしょうかという不安の声をたくさん聞きます。日本に輸入されてくるものについては、ほぼほぼ船で輸入されてきますので、その船の長旅に耐え得るような腐敗とかカビを防ぐ防腐剤、防カビ剤、そうしたものを噴霧して日本に持ってくるわけですけども、そうしたものは、本来とても危険なものであると。そうしたものが実際に噴霧されたまま日本に入ってくるということがあります。穀物だけに限らず、お肉やなんかにしましても、輸入の牛肉、こうしたもので今問題になっているのは、ホルモン剤、成長促進剤ですね、ホルモン剤をたくさん投与すると、早く成長して早くお肉になるので、そうしたものを多量に投与して大きくさせた牛の肉が、牛に限らずいろんなそういうものが日本に入ってくると。そうしたことが、実際に懸念されているようです。

エストロゲンというホルモン剤、これは乳がんの増殖因子として、日本では牛への使用は禁止されています。ですが、海外から入ってくるものに関しては規制が大変緩いため、ある検閲機関、医師かな、先生が調べたところ、輸入牛の中で和牛の 600 倍の成長ホルモンが検出されたというような記録も残っているようです。このように、日本に入ってくるものというものは、薬剤の規制が結構国が緩めていたり、なぜか逆方向なんです。本来なら厳しく規制すべきものを、どんどん緩和していった傾向が今ありまして、そうしたものが日本にどんどん入ってくると、そうしたことも鑑みますと、一概に

輸入して食料をしのげばいいと、そういうようなことには言えないと思うのですが、実際に6,000人の町民を預かる者として、やはり町長もこうしたことについては大変懸念されることだと思います。特に子供たちにこういったものをあげるのは、食べさせるのはとても心配だという親御さんもたくさんいらっしゃいます。そうした輸入のものについて、食べたくないですよ、町長。町長はそういった輸入の食品についてのそういう情報をお聞きしたときに、どのような感想をお持ちですか。

○議長（天野秀実君） 2番高森すみえ議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、回答は休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。3時15分に開会いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。2番高森すみえ議員の質問に対する答弁から始めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 外国から入ってくるものについては、やっぱり農薬、かなり日本の生産した物が違うということは、私も耳にします。ただそういうものを、入れなくちゃならないくらい自給力がないということが原因になるんだろうというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 幸い色麻町は農業が主幹となる自治体でありますので、輸入したのに対する、自給したものもありますので、そうしたものを口にする機会は、比較的少ないものと思われそうですが、やはりそうした面については、一消費者として、とても気をつけていかなければならないし、多くの人は気をつけているものだと考えております。そういったこともありまして、今、結構、日本の中では、オーガニックとか有機栽培とか、そうした農業法の動き、傾向があるようですけれども、色麻町でもそうした安全安心な、なるべく低農薬、そうしたものの栽培方法に今後シフトしていくというような方向というのは考えているのでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） あくまでも国の基準に合ったような精査をするということが基本だと思います。特にエゴマについては、無農薬ということで取引をさしてもらっていますので、こういうものは徹底しております。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 輸出の質問については以上で終わりました、先ほど先に答弁をしていただきました輸出に関して御意見を伺ったんですけれども、食料、今回制定されました食料・農業・農村基本法の中の第2条第4項の中には、人口減少による国内需要減を補うため、農産物食品の輸出を促進、輸出拡大が国内生産基盤の維持強化につながり、間接的に自給率を支える、のような内容が書かれているようです。私的には意味がわからないんですけれども、人口が減少するのを補うために、農産物の輸出を促進するって、人口が減少すれば、普通に作る人も少なくなるので、輸出促進とかあんまり関連性が少ないんじゃないかなと、ちょっと、法律の説明を読んでいて思いました。もともと供給少ないから輸入しているのに、間接的に自給率を支えるならば、要するに、間接的に自給率を支えるために、輸出を促進するのであれば、農家に直接支払でたくさん作ってもらって、自給率を支えたほうがよっぽどお金的には効果的であるのではないかと私は思いました。また、戸別補償には戻ってしまうのですが、このように政策として輸出というものがよく分からないなと思うことですが、町長の御答弁によりますと、やはり国が決めることですので、そうしたいろいろな情報を持った方々が決めるということで、その方向に従うというようなことを聞くにつれ、是非国の指示だけに従うのではなくて、現場の状況を国に訴えるぐらいの気持ちを持ってほしいなというふうには個人的には思っております。

次の質問に移ります。

色麻町長期総合計画に改定後の食料・農業・農村基本計画を照らし合わせて見た場合、今後さらに力を入れていくべきと思われる施策はありますか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

食料・農業・農村基本計画の中に、農業の持続的な発展として農地の集団化、スマート技術等を活用した生産性の向上等が規定されております。当町の長期総合計画におきましても、農地の利用集積、担い手の規模拡大及び低コスト化につながる農業の基盤整備を計画的に進めることや、生産性の向上に効果のあるスマート農業等先端技術導入の支援の推進を掲げております。重点的な政策としては、農地集積及び法人化等を絡めた担い手の規模拡大の推進、低コスト化及び省力化による、農産物生産の推進と考えております。

具体的には農地中間管理機構とした担い手への農地集積を継続的に進めていくほか、現在、月崎清水地区において県営土地改良事業として、圃場整備を進めております。法人化についても現在進めておきまして、県と連携を取りながら、法人化についても支援をしているところでございます。

また、圃場整備が完了している下高城地区では、今年度より水稻作付におきまして完全直播を約12ヘクタール実施してございます。県やJA、東北農業研究センター等の実証圃場にも設定されており、これまで2回の現地検討会を実施してございます。町といたしましては、関係機関の協力の下、生育状況や作業工程等を検証し、省力化や低コ

スト化等につながる技術として、普及推進の可能性を探っていきたいと考えてございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 長期総合計画的には、今お話をされて、今質問をしているような農業基本法に合わせた国の方針に沿った、農地を収益化したりスマート技術を駆使して生産性を向上させていく低コスト化、省力化、そうしたものを追い求めていく。法人化について支援をしている。これは実際に農業について、生産性を高めていく上でのとても大事なことで私自身も思いますので、こういった政策をどんどん進めていくことは町にとってもとてもいいことなのじゃないかなと考えております。一方、やはり農地の集積や、そうしたことについては、場所によってはやはり難しいところもあると。こういったところについての問題をどうするか、そうしたことも考えていかないといけないですし、後継者がやはり確保できるような政策、この答弁の中にはそうしたことに触れられているところがなかったものですから、そうした一番の根本的な担い手、後継者を育てたり、そうしたものを残していく策を何とかして政策として、掲げていってほしいなと思っています。

ずっと述べているように、やはり農家に一定の所得を提示して生産してもらう戸別補償というのが一番、諸外国でもやっていますので、理想的であるのではないかというふうには思っておりますけれども、いろいろと模索をしながら、本当に色麻の農業されてる方々、こうした先進的なことにも取り組んでおられて、頑張っている成績を残しておられますし、また個々で農業に携わっておられる方も、本当に一生懸命汗水垂らして働いて農業されておりますので、そうした方々が報われるような政策をぜひ今後とも進めていっていただけたらと考えております。

色麻町の長期総合計画、こちらを見ていてちょっと思ったのですが、財源の確保として、どのぐらいになるか分かりませんが、今、米の需要、とても高まっております。その中で、色麻町でふるさと納税に返礼品として、お米が入っております。そうした、今、一番需要があって求められているものを返礼品としてどんどん加えていくというようなことによって、寄附が、納税が増えて、財源にもなるのではないかというふうに考えております。少し、ほかの自治体でどんなような返礼品としてお米を提供しているかというのを調べてみたんですが、銘柄米の産地では特Aランク米などのブランド米を返礼品として出しておりましたり、また独特な栽培方法とか保存法をアピールしたお米を提供していったりとか、それから食味鑑定士、そうした方々が厳選したお米をセット商品として提供している。また、いろんな種類のお米を少しずつセットで食べ比べセットっていう形で提供している。あと、ちょっと品質が劣った、割れた米とかちょっとひびが入ったお米とかそうした見た目に多少難があるものの、味は変わらないというようなお米についても、訳あり米などということで名前をつけて、量が少しお得感がある、量の多い商品として、返礼品として提供している自治体もありましたので、こんなようなものを参考にしながら、色麻町もぜひそういう消費者のニーズに応えられ

るような返礼品、そうしたものを足して、加えていくのはよろしいのかなというふうに思いました。

もう一つなんですが、食料安全保障の観点からですね、食料危機に関する町の備えは十分かというようなちょっと疑問を持ちまして、色麻町地域防災計画、こちらについて、食料や飲料水や生活物資の確保についての項がありました。自然災害が主なのですが、色麻町が定めている色麻町の地域防災計画において、食べるもの、備蓄について、幾つか記されていたところだったんですが、食料の調達や供給活動の関係については、これは災害ということで、備品は3日分ぐらいでしたよね。でしたが、有事等で今後輸入がストップしたりする場合に、庁内で長期的なそういった食糧難について何か体制を整えておくのは、予防というか、そういうことを検討するのもいいんじゃないかというふうに思うのですが、そうしたことについての検討についてはお考えになりますか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） 今の御質問というのは、地域防災計画に入れろということですか。そういうことですか。そういうことになりますか。（「はい」の声あり）

まず地域防災計画というものは、災害対策基本法によって市町村がつくるべきものと義務づけられております。これで、この災害対策基本法の中には、まず防災という規定がありまして、防災は災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることとされております。この災害用というのは何ですかということは明確に法律に規定されております。法律においては災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、いわゆる自然災害を規定しております。ゆえに、災害対策基本法から言いますと、防災計画においてはそのような規定を設けることはできないと思いますので、そういうことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 高森議員に申し上げますが、一般質問はほぼほぼ制約は、実はないんです。ないんですが、通告されていたものについての質問をお願いいたします。今のは通告されておられないのでね。高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 大変申し訳ありません。

食料安全保障という面で、そうした考えは必要かなと思ってちょっとお話をさせていただきました。すいませんでした。

それで、4番目の質問については以上です。

最後に、食料安全保障における色麻町の役割とは何か、町長の見解を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは答弁したと思うんですけどもね。色麻町の役割ってというのは、農地を荒廃しないことであったりね、農地を十分にそれを利用するように、農家の人たちに活用してもらったりというようなことを答弁したつもりですけど。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 多分、食料安全、3番目の質問の中で言われたことがほぼほぼ、こちらの回答になっていたものと受け止めたいと思います。

そうです、やはり、そのときに町長がお話しされたように農地を有効に使うこと、これが一番の色麻町の役割かと思います。まず、そうしたものが必要なのですが、一次産業主体の色麻町自治体として、町内の全ての農地を有効に利用できるような、体制とか政策を強化して、不足しているところに供給できるような、そうした何かそういったようなことはお考えでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは、農家の人たち一人一人がね、有効に活用されているものというふうに思ってるんですね。そしてやっぱり、農家の農業をやられている人たちっていうのは、私もそうだったんですけれども、生産したものを売って、いわゆる自分の労働賃金なんですよ、結局ね。ですから、この生産したものが安ければ自分の賃金は、いかなものかということになるんですよ、結果的には、どっからも給料として別にもらってるわけじゃなくて、生産したものを売って、自分の労働賃金がどうだったかということですので、この農業関係に携わる人たちはみんなそんな思いで一生懸命農地を耕して生産をしているというふうにしていると思っております。町としては、そのために何ができるかということ、あるいは何を要望されるのかということに対して、対応をしなくちゃならないということだと思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 分かりました。

今、色麻町内で耕作放棄地、それが結構多くあるのですが、これの活用として様々なことを今検討されていることだと思います。今のお米の不足を受けまして、いろいろな生産者以外の方々が農業というものに関心を持ってきて、いろんなアプローチをしているようです。特に耕作放棄地については、本当にもったいないなと思っています。そんな中でSNSなんかを見てみますと、インフルエンサーが農家の現状とても理解してくれていて、生産者を応援するような、いろんな情報を発信してくれているわけなんですけれども、こうしたことはとてもありがたいことで、米不足を受けまして、あるインフルエンサーなんかは、独自で米農家から米を購入したり、それを販売する。また、やはり違う人は、畑を1枚単位で農家さんから契約をして、それでそこで取れたお米を全て買い取る。勝手に増産計画とかいう旗印で、そうしたことをやってみたり、あとお米が足りなくなる以前からされていたこととしては、農業とか食の安全に関心のある個人とか団体、そうした方々が農家さんから土地を借りて、家庭菜園みたいな農業をされるというケースがあります。

個人個人でそうしたつてを使って、いろいろな契約をして、実際に畑を耕すわけなんですけれども、実際に町として情報発信をして、そうした方々に農地をお貸ししますみたいなことをやって、実際に今そういう関心が高まっている時期ですから、多くの方が農業やってみたい、そうした指導を受けながらでもやってみたいという方いらっしゃると思

うので、ぜひ地域おこしの一環に含めていただいて、まず農業をやってみませんか、土に触れてみませんか。そうしたような、農業政策と関わるような人を呼び込む政策を、バラエティーのあるものをぜひしてもらえたらなと思っていたんですけれども、実際に幾つかやってると思うんですね。

そういった中で、今後、そういうターゲットを向けて動くようなお考えがありましたら、ぜひ教えていただきたいんですけれども。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、町にそういう農地をどなたかに貸したいんですがという相談は受けておりません。これからそういう相談があれば、借りたい人もあって貸したい人もあるという場合は、間に入るということは可能かもしれませんが、今のところはありません。

ただ心配されるのは、やっぱり例えば外国の人がですね、農地を買いあさったりか、何に使うか分からないようなね、そういう買ったときは農地として使うかもしれませんが、そういうことも色麻町では今はないんですが、あるんですね、どっかに、そういうことも。ですからそういう不安もありますので、単純に貸す、貸さないというのを単純には判断できないようなときもあるなというふうに思っておりますが、慎重にそういうことも判断しながら、荒廃農地を作らないようにするということが大事だと思いますので、そういう思いを持っていきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） ケースバイケースで、やはりよくよく注意して行わなければならないことであるということは、御答弁を聞いてまして、深く思ったところでした。ぜひ、でも、うちのところにはこういったものが、こういった土地がありますので、お野菜を作りたい方は、ぜひいらしやい的な情報発信をするということのも大変いいのかなと思います。ロシアのほうでは国策として、国民一人一人が自分の菜園をつくって、それで、自分の家で食べる食料を少し賄おうみたいな何かそういう方策もあるようで、なので、色麻町はほぼほぼ自分のところで自家菜園を作って、お野菜を供給しているお家がたくさんあります。それでもやはり都市部に行きますと、そういったこともできないわというところもありますので、そうした方々の需要をつかむような何か政策をぜひ考えていただいて、耕作放棄地の減少の一つの解決策になってくれればいいかなと思いました。

そのほかに関しては、自治体でもいろんな政策をしているんですけれども、コロナワクチンのことについて、例として出した大阪の泉大津市、こちらのほうの市長さんはやはりこういう食料安全保障の面でもとても斬新な取組をしております、自治体として結構前からいろいろな政策を出しております。あとその中で、産直米の市民販売とか、もう直に自治体同士で契約をして、お米を送ってもらって安く販売するとか、有機米を学校給食へ提供すると。ここは大阪ですけれども、北海道の旭川市と提携して、有機JAS認定を受けた米を学校給食に提供したりしている。そういう妊婦さんにマタニティ

一応援プロジェクトなどといって、妊娠届出から出産まで妊婦に毎月 10 キロの金芽米を無償提供するとか、あとそうした活動もしておりました。また、農村連携と地産地消をされていると。これは、先ほどお話ししたことです。地元農協と連携して、有機栽培の体験型農園、それからエコ農産物の地産地消を推進するような取組もしているようです。こういった、いろいろなことをやってる自治体もありますので、ぜひ色麻のほうでも、今使われていない耕作放棄地の解消に役立ててもらえればいいのかとちょっと考えておりました。

それから、今までつらつらとお話をしてきたんですが、最後に、今回のお話をしてきました食料・農業・農村基本法、こちらが制定されて、今、4月1日から施行されているわけですがけれども、実際にこれについて、関連して開催された審議会がありました。令和6年の11月11日に財政制度等審査会議というようなものがあって、これが財務省が農業予算に対する考え方を示しました。こちらについて、先ほどから少し述べている、東京大学大学院の鈴木宣弘先生が概要をまとめたものをここで言います。

財務省は、農業予算に対する考え方としてこのように言っています。

去年の6月11日。

- 1つ、農業予算が多過ぎる。
- 2つ目、飼料米補助をやめよ。
- 3つ目、低米価に耐えられる構造転換をせよ。
- 4つ目、備蓄米を減らせ。
- 5つ目、食料自給率を重視するな。

簡単に説明します。

農業予算が多過ぎる。これはそのままです。現在は国家予算の2%ほどしかありませんが、さらに減らせと言っています。

それから、飼料用米補助をやめよ。今、一番、10アール当たりの補助率が高い飼料用米、これについて、金額が増え過ぎたからもう終了しろと、したいというようなことを言っているそうです。

3つ目、低米価に耐えられる構造転換。これは要するに家族経営、小規模経営を大規模に集約するようにと。もう、小規模農家は切り捨てると、そういうような意向を示していたようです。

また、備蓄米を減らせ。今、法律では100トンの備蓄米をすることになっていますが、実際には91万トンの備蓄がされていて、今備蓄米がどんどん減っていて、現在30万トンぐらいの備蓄量になっています。これを保管費用の削減のために、備蓄米を減らすように財務省は要求しています。

また、食料自給率を重視するな。これは前回の基本法では、食料自給率を高めるために頑張りましょうというような内容だったんですが、今回の食料基本法では、ほぼほぼもう輸入をするからいいですよと、そういうような余り重視しなくていいです、そ

う感じの内容に変わっています。食料自給率向上にお金をかけるのは非効率である、輸入すればよいという考えが財務省の考え方です。

この考え方を示されて、私はもう愕然としたのですが、完全に農業はもう、財務省の中では切り捨てられていると言わざるを得ない状況になっているようです、国の中では。これは、国は農業とか農家に寄り添った政策はもうしてくれないというようなことに読み取れます。実際に農業予算は金額ベースで、一番高かった頃よりも3分の2に削減されました。農業支援、食料自給率向上への投資は相対的に減少しており、防衛予算などが優先されている状況です。

○議長（天野秀実君） 高森議員にお願いいたします。現在一般質問中ですので、ぜひ一般質問に徹していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○2番（高森すみえ君） この状況を受けて、色麻町では何とかして、農業を守っていかねばいけません、町長。この状況で、ぜひ、もう、腹くくって、国が決めることだからそれに従って、町は何とかよくよくしていこうというような状況でもないということを、この資料が示しております。私たちは本当に色麻町、自分たちのいる自治体の農業を守るために何とかしなきゃいけないこういう状況に今来てるので、ぜひ、悠長なこと言っていないで、まず、もっと行動を起こすことが必要かと思います。

実際に4月には、農民一揆、令和の百姓一揆が起きて、全国の百姓が農家の方々が東京に集まりました。トラクター行進しました。そして、財務省のあまりにひどい財政分配に怒った人たちが、5月に財務省解体デモを起こしました。これはもう、5万人規模になっています。実際に報道も何もされてませんが、これぐらい、もう既にいろんな人が、国のおかしいということを気づいて行動を起こしています。なので、暴動しろとは言いませんけれども、やっぱり自治体として、実際に国がこういう状況になっているので、まず私たちはどうすべきかということを真剣に考えなければいけないというように思っております。今の財務省の見解、これを聞いて町長、どのようにお考えですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 財務省の考えは財務省の考え、農水省の考えは農水省の考えですね。ですから、私は財務省はやっぱ金を扱うもんですから、それはバランスですから、それは財務省の考えはそうかもしれませんが、実際に農家の人たちにとって、直接関係あるのは農水省ですよ、でしょ。

農水省は何回も今出ましたとおり、この食料・農業・農村基本法、これの趣旨、それは国民に安定して食料を十分に準備する。それから生産者は、持続可能な農業を続けられる、それが趣旨でしょう。これ以上は別に、ですからね、私はこれを徹底していけば、そして生産者が安定した所得を得られるようにしなければ、持続可能にならないわけですから。それが農水省の今回出した基本法の趣旨でしょ。それでしょ。

財務省は金ないからこっちをひしいだり、ほっちをひしいだり、これはやりますよ。けど実際に農家で、関わるのは農水省のこの基本法ですから、それに従ってやると。こういうことだと思うんです。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 何かをするにも必要なのはお金です。財務省が握っています。

財務省がお金を出さなければ、農業政策は何も進みません。そして、財務省はうそをついています。お金はあります。日本の負債総額は1,350兆円、言ってます。財務省。

でも、実際には日本の総資産はもっとたくさんあります。非金融資産3,577兆円。金融資産9,072兆円、対外純資産422兆円、計2022年で日本の純資産は1京2,649兆円あります。その中で、1,350兆円負債があつてお金が借金してるから首が回らないんだって言って、財務省はお金を渋ってるんです。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員に申し上げますが、一般質問の趣旨から、若干外れてる可能性が。

○2番（高森すみえ君） これは、でも食料安全保障については十分関連性のあることですよ。

○議長（天野秀実君） ですから、それ、町の施策を町長にただすというのであれば、オーケーです。財務省の考えがどうか云々言われると、かなり厳しいと思いますんで、その辺をよく踏まえて質問してください。

○2番（高森すみえ君） 一応こういうような状況がある中で、色麻町の行政運営をするのは本当に胃が痛くなる思いだなと思って聞いております。私は、町長、副町長、教育長が自分の報酬を削ってまで行政に関して一生懸命にやってくれているということは、十分分かっております。なのに、これは何だと。普通に、普通に怒りが込み上げませんか、町長。

○議長（天野秀実君） 町長、何かコメントありますか。町長。

○町長（早坂利悦君） 我が町は、農業が主産業ですのでね、農家のことについて考えていないということはありません。何回もこの話のやりとりの中で思いは伝わっていると思いますけれども、やっぱり生産者の皆さんが生産意欲が出て、これを持続できるかどうか、これが一番大事なわけですね、本町としては。財務省が金あつかないかは分かりません。それは分かりませんが、町の生産する農家の皆さんが安定した所得を得られて、そして生活をしっかりできる、そういう事を考えながら、このことについては、私は行動をすべきだと。それ1点であります。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 町長の献身的なお考えに大変感謝申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で2番、高森すみえ議員の一般質問が終わりました。

4時になりますので、暫時休憩いたします。

午後3時55分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時 0 1 分 延会
